

令和3年第1回葛城市議会定例会会議録（第3日目）

1. 開会及び散会 令和3年3月9日 午前10時00分 開会
午後 4時06分 散会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

1番	杉本訓規	2番	梨本洪瑠
3番	吉村始	4番	奥本佳史
5番	松林謙司	6番	谷原一安
7番	内野悦子	8番	川村優子
9番	増田順弘	10番	岡本吉司
11番	西井覚	12番	欠員
13番	欠員	14番	下村正樹
15番	西川弥三郎		

欠席議員0名

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	杉澤茂二	企画部長	吉川正人
総務部長	吉村雅央	市民生活部長	前村芳安
都市整備部長	松本秀樹	産業観光部長	早田幸介
保健福祉部長	森井敏英	こども未来創造部長	井上理恵
教育部長	吉井忠	教育委員会理事	西川育子
上下水道部長	井邑陽一	会計管理者	中井浩子

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	和田善弘
書記	福原有美		

6. 会議録署名議員 9番 増田順弘 10番 岡本吉司

7. 議事日程

日程第1 一般質問

開 会 午前10時00分

奥本副議長 ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回葛城市議会定例会第3日目の会議を行います。

議長所用のため、私が代わって議長の職務を行います。よろしくお願いいたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

新型コロナウイルス感染予防の観点から、会議の進行に際して密閉空間にならないよう、出入口を開放しておりますので、ご了承ください。

なお、発言される際は、マスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るか、マナーモードに切り替えるようお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

初めに、3番、吉村始君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

3番、吉村始君。

吉村始議員 皆さん、おはようございます。吉村始でございます。ただいま議長の許可を得まして、一般質問を行いたいと存じます。2日目の1番バッターでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、昨年12月の一般質問で、私は、コロナ下の状況における葛城市政の女性への支援についてお伺いをいたしました。新型コロナウイルス感染症の影響は長く、大きく、そして多岐にわたるものでございます。今回もそのことを念頭に、たたかう相手はウイルス。マスク、そしてシトラスリボンをつけまして、質問に臨みたいと存じます。

今回の質問は2つございます。質問の1つ目は、小学校区割と教育環境についてであります。

2つ目は、コロナ下の生活困窮者への支援についてであります。今回も議長のお許しを得まして、適宜パネルなどを用いながら質問に臨みたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、これからの質問は質問席にて行います。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 それでは、小学校区割と教育環境についての質問をいたします。私は、2年前、平成31年3月議会と、続く令和元年6月議会、ともに2019年ですけれども、市立小学校の校区割についてという一般質問を行いまして、市と市教育委員会の見解をお伺いいたしました。平成31年3月の施政方針演説で市長が、葛城市が合併前のサービス水準を維持し、近隣自治体に比べ、行政、教育、福祉サービスが葛城市は充実している。そして、今後も同水準の行政サ

ービスを提供していくためには、独自財源である税収を安定的に確保して、財政の健全性を維持していくことが必要である。したがって、人口の増加が不可欠である。そのためには、特に働く世代である生産年齢人口の増加を図り、子育てしやすい環境づくりに努力するんだというふうにおっしゃいました。ただ、例えば子育て世代であれば、子育てがしやすくなければ、人口が増えれば、それをもって住民の利益になるということについては、懐疑的にならざるを得ません。2年前に校区割についての質問に臨んだのは、子育てしやすい環境の要件の1つに公立学校の教育環境があると考えたからであります。

あの一般質問から2年たちました。葛城市内には5つの小学校がありますけれども、5校の中で、磐城小学校と新庄小学校の2校が、相対的に児童数が多い小学校になります。當麻小学校と新庄北小学校、そして忍海小学校が、相対的に児童数の少ない学校といえます。

現在、コロナ下の状況におきまして、学校内での密の解消が求められております。また、今年2月には、2年生以上の1クラス35人学級化法案が閣議決定されました。先ほど挙げました5つの小学校につきましても、児童数の多い学校では、今後、密の問題が出てこないだろうか。また、1クラス35人学級化の影響はどうだろうかなどを念頭に置きまして、今回の質問では、教育環境の充実のために質問を行いたいと存じます。

さて、私は、かねてより、小学校区を考えるというのは、教育環境をよりよくすることを考えるための1つの方法であるというふうに考えております。過去にも、これをお示したパネルでありますけれども、校区の問題を考える際、私は3つの視点があるのではないかとこのように思っております。まず1つが、施設と児童数の問題です。これは、教室、そして運動場、これが児童数に対してどうかというふうな問題であります。そして、学年と児童数の問題です。これは、例えば、1学年当たりクラス数、場合によっては、2クラス成立しない、1クラスに、単学級になってしまうというような問題もあるのではないかと。そして3つ目が、通学の負担などです。子どもたちが安全に通学をしやすいかどうかという問題です。こういうふうなことの視点があるのではないかとかねてから考えております。

さて、まずは、各小学校の今年度の状況、そして、来月から来年度に入りますけれども、教育委員会で把握しておられます各小学校の児童数の増減の傾向について伺いをいたします。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 皆さん、おはようございます。教育部長の吉井でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの質問に対してお答えいたします。

令和2年度の各小学校の状況でございますが、これにつきましては、毎年5月1日現在の状況を調査しております学校基本調査における数値と、これに対しまして、令和3年2月1日現在で把握しております令和3年度の各小学校の予定児童数との比較で申しますと、1校で増加、4校では減少する予定となっております、5校全体で申しますと、30名の減少が予定されるところでございます。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 今、部長、増加するのが1校というふうに伺いましたが、これはどちらの小学校でしょうか。また、この数字につきましては、2月1日時点では予測できない転入、転出については、考えに入れない数字というふうな理解でよろしいでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

1校につきましては、磐城小学校でございます。また、数字につきましては、ご指摘のとおりでございます。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁にありましたように、現時点では把握できない転入、転出を計算に入れない、自然の増減のみという前提でありますけれども、来年度は今年度と比べて、磐城小学校のみ児童数が増えまして、ほかの4校は児童数が減るということでありました。また、市内の小学校全体では30名の減少が見込まれるというふうなことでございました。

さて、2年前に一般質問をした際は、その前の年の12月の厚生文教常任委員会で、教育委員会からあったご報告、これを前提に私、質問をいたしました。すなわち、當麻小学校と新庄小学校、忍海小学校という児童数が少ない小学校の児童数、これは平成30年度がピークです。そしてまた、磐城小学校と新庄小学校という児童数が多い小学校は、その時点では児童数が増えていて、増加のピークは少し遅れてくると教育委員会では認識をされておりました。特に新庄北小学校では、学年ごとに複数のクラスが成立しなくなってしまう単学級、1学年1クラスの懸念がありました。そのために私は、児童数の多い小学校と児童数の少ない小学校の教育環境のバランスに問題がないかということをお伺いしたというわけでありまして、ただ、それから2年経過しまして、現在は状況が変わっている可能性もあります。当時懸念されたことにつきまして、校区が隣接する磐城小学校、新庄北小学校、そして新庄小学校の現状はどのようになっていますでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

本市の年齢別の人口によります推計におきましては、先ほども申しましたように、磐城小学校につきましては、児童数、通常学級数とも令和6年度がピークであろうかと。その後は減少傾向になるであろうと見込んでおります。新庄小学校につきましては、児童数、通常学級数とも令和2年度がピークで、その後は減少傾向になるであろうと見込んでおります。新庄北小学校につきましては、令和2年度におきましては、1年生のみが1学級で、2年生から6年生までが2学級でございまして、令和3年度以降の新1年生の予定学級数につきましては、令和3年度が2学級、令和4年度が1学級、令和5年度が2学級、令和6年度も2学級、令和7年度が1学級と現在のところ見込んでおる状況でございます。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 私、新庄小学校の校区内につきましては、住宅開発が進んでいる印象を持っていたんで

すけれども、意外なことに、新庄小学校についても、令和2年度が児童数のピークだということでありました。また、単学級の懸念があった新庄北小学校では、平成30年度は全学年2クラスあったんですけれども、今後は、単学級の学年が年を追うごとに増えていくというふうな見通しということでもあります。しかし、先ほどの吉井部長のご答弁にもありましたように、転入と転出等を考慮に入れてない数字であるということには注意が必要だと思います。

次に、令和2年5月1日現在の小学校ごとの全児童数と学年ごとの児童数、学級数、そして、1教室当たりの平均児童数を伺いたいと思います。併せて、2年前の状況に比べてどうか。児童数の増減についてもお答えを願いたいと思います。先ほどの質問と同様に、新庄小学校、新庄北小学校、それから磐城小学校について今回の質問もお伺いをしたいと思います。数字がずらっと並ぶわけでありますけれども、基礎となる数字なので、お願いをしたいと思います。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在の令和2年度の状況を、先ほどと同様に、5月1日現在の学校基本調査の内容でお答えさせていただきます。まず、新庄小学校につきましては、全校の児童数が820人で、1学年の児童数は124人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は31.0人です。2学年の児童数は152人、学級数が5学級、1学級当たりの平均児童数は30.4人です。3学年の児童数は127人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は31.8人です。4学年の児童数が136人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数が34.0人です。5学年の児童数が140人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数が35.0人です。6学年の児童数が141人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数は35.3人という状況でございます。

次に、新庄北小学校でございますが、全校の児童数は260人、1学年の児童数は31人、学級数が1学級、1学級当たりの平均児童数が同じく31.0人です。2学年の児童数が46人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数が23.0人です。3学年の児童数が37人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数が18.5人です。4学年の児童数が54人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数が27.0人です。5学年の児童数が42人、学級数は2学級、1学級当たりの平均児童数が21.0人です。6学年の児童数が50人、学級数が2学級、1学級当たりの平均児童数が25.0人という状況でございます。

最後に磐城小学校についてでございますが、全校の児童数が719人、1学年の児童数が118人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数が29.5人です。2学年の児童数が145人、学級数が5学級、1学級当たりの平均児童数が29.0人です。3学年の児童数が110人、学級数が3学級、1学級当たりの平均児童数が36.7人です。4学年の児童数が124人、学級数が4学級、1学級当たりの平均児童数が31.0人です。5学年の児童数が108人、学級数が3学級、1学級当たりの平均児童数が36.0人です。6学年の児童数が114人、学級数が3学級、1学級当たりの平均児童数が38.0人という状況でございます。

次に、2年前の状況と比較いたしまして、これら3小学校の全児童数を平成30年度と比較いたしますと、新庄小学校では平成30年度よりも9人増、新庄北小学校では18人の減、磐城

小学校では14人の増となっております。

以上でございます。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 ありがとうございます。令和2年度と2年前との比較におきまして、児童の多い磐城小学校と新庄小学校がともに児童数が増えていて、児童の少ない新庄北小学校が児童数が減っているということでもあります。ちなみに、同じく児童の少ない當麻小学校と忍海小学校についても、別途教育委員会の方でお調べいただきましたけれども、ともに児童数が減っているという結果になりました。つまり、この間は、児童数が多い2校は更に児童が増え、児童数が少ない3校は更に児童数が減ったということでもあります。

さて、小学校には通常学級と特別支援学級とがあります。通常学級についてお伺いをいたします。今年2月には、概略を申しますけれども、誰一人取り残すことなく、これ、公教育にとって、私、すごく大事なことだと考えておりますけれども、全ての子どもたちの可能性を引き出す、一人一人に最適な学びを実現するために、公立小学校の学級編制の標準を段階的に引き下げるという趣旨の一部改正法律案が閣議決定されました。いわゆる2年生以上の1クラス35人学級化法案でありますけれども、その具体的な学級編制基準についてお伺いをいたします。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

小学校におけます学級編制基準につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律におきまして、現行法上では、通常学級の1学級当たりの上限人数につきましては、1年生のみ1学級35人で、2年生から6年生までは、1学級40人と定められております。しかし、公立小学校の1学級当たりの上限人数を、令和3年度には2年生を35人とし、その後、学年ごとに順次40人を35人とし、令和7年度には全学年を35人とする35人学級法案が、令和3年2月2日に閣議決定されたところでございます。

なお、奈良県では、独自の加配措置といたしまして、従前から2年生を35人としていただいております。来年度からは、国の基準に基づいて学級編制を行っていくこととなります。以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 来年度からの1クラス35人学級化によって、市内の小学校は学級編成によってどのような影響を受けるのでしょうか。特に磐城小学校につきましては児童数が増えていますので、学級増による施設面の不足が懸念されるところでありますけれども、これについてはいかがでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

どのような影響を受けるのかということですが、本市の年齢別の人口によります推計ということで、向こう5年間の予測におきまして、5校の中の磐城小学校におきまして、児童数、通常学級数とも令和6年度がピークで、通常学級数が現在より2学級増えるであろう

うと見込んでおりますが、現在の施設で対応できるであろうと考えております。残りの4校につきましても、いずれも現在の学級を上回ることなく推移していくであろうと見込んでおります。ただし、通常学級数につきましても、特別支援学級の入級者数に影響されますので、今申しあげました将来の予測におきまして、特別支援学級の入級者数は現在と同程度の人数で推移するものとして見込んでおります。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 教育委員会としては、通常学級については現在の施設で対応できるというふうな見込みだということであります。また、特別支援学級の入級者数についても、現在と同程度の人数で推移をするというふうに見込まれているということであります。

次に、特別支援学級について、国の編成基準がありますけれども、それ以外に、奈良県や葛城市独自の基準などがあれば、お伺いをいたします。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

小学校におけます学級編制基準につきましては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律におきまして、特別支援学級数につきましては、1学級8人と定められております。奈良県では、独自の基準といたしまして、特別支援学級は、障がいの種別によりまして、1学級6人の場合もございます。本市におきましては、その基準に基づきまして学級編制を行っております。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 国の基準よりもきめ細やかに対応できるように奈良県独自の基準を定めていると、葛城市もそれに従っているということでありますね。

次に、特別教室、施設面についてお伺いいたします。今度は施設の話になります。義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第3条第1項には、小学校の特別教室の種類として、理科教室、生活教室、音楽教室、図画工作教室、家庭教室、外国語教室、視聴覚教室、コンピュータ教室、図書室、特別活動室、教育相談室が掲げられております。市内の小学校の種類についてはどのようになっていますでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

葛城市の小学校の特別教室の種類につきましては、吉村議員がお示しになりました法令に基づきまして、11種類のうち、外国語教室を除きます10種類を設置しているところでございます。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 それでは、各小学校ごとに、特別教室の数はどのようになっていますでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

各小学校の特別教室の数につきましては、新庄小学校で19室、忍海小学校で12室、新庄北小学校で11室、磐城小学校で16室、當麻小学校で13室、5校合計で71室となっております。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 5校の小学校で71室、特別教室があるということでありますね。おおむね大規模校の方が特別教室の方が多いと。これはそうなんだろうなというふうに思いました。

さて、国語、算数、理科、社会と主要4教科でありますけれども、その1つ、理科には、実験器具とか模型などが並んだ理科教室があります。理科教室、実は私個人的なことで恐縮なんです、図書室と並んで、私が小学校時代、最も好きな、わくわくする教室だったんですけれども、理科教室の設置数については、各小学校どのようになっていますでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問に対しましてお答えさせていただきます。

理科教室の数につきましては、新庄小学校に2教室ございます。それ以外の新庄北小学校、忍海小学校、磐城小学校、當麻小学校におきましては、それぞれ1教室でございます。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 ご答弁をお聞きしておりまして、理科教室には、子どもたちが自然科学への興味を育むという大切な役割を持つというふうに私は考えているものでありますけれども、児童の多い磐城小学校には、児童の少ない新庄北小学校などと同じ数だけ、1教室しかありません。それについて教育委員会の認識はどうでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

学校によりまして教室の違いはございますが、各学校とも、特に問題なく特別教室での授業が行われておりまして、教育委員会といたしましても、同様の認識であります。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 私は今も、理由がありまして、理科教室に伺う機会がありますけれども、科学に対する興味を誘うポスターとか、昆虫の標本、実験器具などがありまして、科学の一端に子どもたちが触れるという意味は大きいと思います。この教室の持っている力です。実験1つとりましても、本当は理科教室を使いたいけれども、理科教室が埋まっている場合は、教室で仮想実験、実験をしないんだけれども、机上の実験を行う場合がございます。理科教室に余裕がある小学校は実験を行えて、余裕がない小学校は仮想教室だということであれば、これはみんなに実験をさせたいなというふうに思うのであります。

話変わります。学校ごとの、今度は運動場の面積をお伺いいたします。特に磐城小学校の運動場は、附属幼稚園の建替えによって面積が減ると考えられますけれども、運用面において支障はないのか、どうでしょうか。

奥本副議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

各小学校の運動場の面積でございますが、新庄小学校で6,012平方メートル、忍海小学校で1万1,100平方メートル、新庄北小学校で8,419平方メートル、磐城小学校で7,926平方メートル、當麻小学校で7,583平方メートルとなっております。また、磐城小学校におきましては、先ほどおっしゃられましたように、磐城幼稚園の改築工事に伴いまして、小学校の運動場面積が7,926平方メートルから7,275平方メートルとなりまして、面積としましては651平方メートル減少することとなります。ただ、それまで独立しておりました小学校の運動場と幼稚園の園庭が、工事完了後におきましては、一体的に利用できるようになることから、運動場の面積が減少することによる影響は少ないと考えております。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 今ご答弁いただきましたように、磐城小学校の運動場につきましては、坪数で言いますと、およそ200坪減るとい形になります。しかし、幼稚園の園庭と一体的に運用するということは、厚生文教常任委員会でも、また校長先生からも伺っております。教育委員会としては、影響は少ないとの認識であります。

さて、葛城市内の小学校の全児童数、児童の数、これは、多い順に言うと、新庄、磐城、忍海、當麻、新庄北の順番となります。運動場の広さなんですが、令和3年度から磐城小学校、広さは変わりますが、狭い順に言うと、新庄、磐城、當麻、新庄北、忍海の順番になります。結果、児童数の多い小学校ほど運動場が狭いということになっておりまして、矛盾してのではないかというほどではないにせよ、私は、何とかならないものかなというふうにも考えてしまうものであります。ということで、教育長にお伺いをいたします。教育長は2年前のご答弁で、今のところ校区割を変更する考えがないというふうにおっしゃいました。新庄、それから新庄北、磐城小学校、3校の校長先生にお話を伺いまして、皆さん、与えられた条件の中で教育成果を上げようと努めておられまして、特に困ったことがあるという話ではありませんでした。現状を見る限りにおきましては、昨日、川村議員が取り上げられた、待機児童の解消というような喫緊の話というわけではないということは、私もそのとおりでと思います。しかしながら、市内の小学校では、総体的に、磐城小学校は児童数に対して、例えば理科教室が少ない。先ほど3つの中で言うと、施設と児童数の関係、それから新庄小学校は児童数に対して運動場が狭い。これも施設と児童数の問題。それから、反対に、新庄北小学校は児童数が少ないがために単学級となる学年があると。学年と児童数の問題です。どの小学校の児童も、みんな葛城市の子どもたちであります。であるならば、私は、できるだけ同じような条件、さらに言うと、よりよい環境で学ばせてあげたいと思うものでありますけれども、学校ごとに教育環境に実際差があるわけですが、これは仕方のないことなのでしょうか。教育長のお考えはいかがでしょうか。

奥本副議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。ご質問ありがとうございます。

先ほどからおっしゃってる運動場とかの問題で、少し学校ごとに違うことが教育環境の不統一になるのかというのは、私は大いに疑問に感じるところでございます。前々から言わせていただいていますように、新庄小学校は人数が多い、確かに運動場も狭い。でもその中で、やはり人数やその広さに応じた教育をしてくれておりますし、新庄北小学校に関しましても、人数は少なく、運動場も結構広い。でも、それはそれなりの教育を進めているというようなことで、それぞれの学校に特徴があつて、それは決して不均衡とか不平等ではなくて、かえって、その学校の特色を表しているのではないかというふうに思いますので、現在のところは、私はそのように考えております。そして、議員の方でいつもおっしゃっております校区割の話に触れるんですけども、各学校における愛着という問題に関しましては、そういうふうな様々な条件以外のものが入ってくるのではないかと。特に、おじいちゃんとか住んでおられるおうちからすると、その学校のネームバリューは、これ、おかしいですけども、やっぱりこの学校へ行きたいんだというのがあつて、そういう条件で一律に考えられないというふうに私は思います。

以上でございます。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 今、教育長の見解をお伺いいたしました。学校のそれぞれの問題につきましては、特色であるというふうなことが教育長のご見解でありました。また、校区割についてそれぞれ考えようとする、今までの出身の方々の愛着とかいう問題があるのではないかと。おっしゃるとおりだと思います。それは、そういう問題がありますので、だからこそ私は、もし、校区割ということがいざ必要となったときにどうするんだというふうなことを考えておかなければいかんと、そういうふうな意図を持ってこの質問をしております。また、今現在、本当に各校長先生に伺っても、それぞれ、先ほども申しましたように、問題が各学校であるというわけではありません。しかし、教育環境をどうするんだ、もっとよくするのか、もっとよくしていこうではないかというふうなことを考えたときには、やはりこの問題について、私は考えていく必要があるのではないかとというふうに考えるものであります。

次に、市長に2点、お伺いをしたいと思います。今し方、教育長に、市内の子どもたちの教育環境に差がある。これは、教育長は特色であるというふうにおっしゃいました。これについて伺いました。これに加えて、これは自然増の部分を今伺ったわけですが、かねてより、市長は、葛城市を維持するためには人口の増加が不可欠である。そして、生産年齢人口の増加を図るんだというふうにおっしゃっております。今回、令和3年度の施政方針演説でも、教育環境の充実と子育て支援を政策の軸の1つにするんだというふうに明言をされております。市長のおっしゃる5万人チャレンジを推進すれば、転入増に対する受皿が必ず必要となると思います。となれば、私は、学校施設の拡充で対応するのか、そうでなければ、校区割の問題が避けて通れないのではないかとというふうに考えるものであります。また、校区割の問題については、様々な立場の方のいろんな思いを整理していく必要があるので、難しい問題だ、先ほど教育長もおっしゃいました。私もそのように考えております。急に児童数が増えた、施設が足りなくなったということでは、教育環境の充実と子育て支援が、結局

羊頭狗肉になってしまうのではないかというふうに懸念をするものであります。そのために、前もって校区割のルールを話し合う場の設置が必要ではないかと私は考えるものでありますけれども、市長のお考えをお伺いしたいと思います、というのが1つ目。

それから、もう一つですけれども、また、小学校の校長先生は、幼稚園の園長先生でもあります。例えば、磐城小学校の児童数は増えているのに、附属幼稚園への入所申込みは、昨日もご答弁ありましたけれども、定員60名に対して38人とどまっております。対して、磐城第2保育所は、施設の弾力運用までして、本来の定員を超える園児を受け入れております。このような状況の中で、先日、こども未来創造部の中に、待機児童解消対策室を設置されるというふうに伺いました。昨日の一般質問では、川村議員が、待機児童問題解消のために認定こども園設置の必要性を再度訴えられましたが、それに対しまして、教育長、そして副市長、市長が順々に立たれまして、教育委員会との連携を図るというふうに答弁をされました。待機児童問題を解消しようという、市長、副市長、そして教育長の強い意志の表れだというふうに頼もしく思った次第であります。

教育委員会との連携を図るというふうにありましたけれども、子ども政策につきましては、幼稚園は教育委員会、国は文部科学省、保育所はこども未来創造部、国は厚生労働省の管轄でありまして、縦割り行政の象徴のようにもなっております。先月3日の奈良新聞によりますと、2月2日に、自民党の国会議員有志が、子ども関連の政策を一元的に担当する子ども家庭庁創設に向けた勉強会の初会合を開いたということであります。縦割り行政を見直し、医療や教育、福祉の分野で切れ目なく支援することで少子化問題の解消につなげる構想だそうではありますが、今月をめどに政府への提言を取りまとめるそうであります。

待機児童解消対策室のこども未来創造部内への設置を、子育て政策の教育委員会と福祉部局との連携の第一歩と、これは評価いたします。さらに、私は、今後踏み込んで、国の子ども家庭庁のような、葛城市の子ども家庭部局のようなものを作る組織の再編も視野に入ってくるのではないかというふうに考えるものでありますけれども、これにつきましても市長のお考えをお伺いいたします。

奥本副議長 阿古市長。

阿古市長 では、私は、前者の方の、1問目の質問を答えさせていただきまして、組織の方は副市長から答えさせていただきたいと存じます。いろいろご心配いただきまして本当にありがとうございます。私はかねてから、市の要件の5万人を満たすためには、日本全国で自然増、自然的要因と社会的要因があって、地方自治体の人口というのは、歴史的にも考えて、日本全体としては、確かに自然的要因に少子という部分、子どもたちが生まれるのが少ないという部分に影響するんですけども、地方自治体においては、社会的要因が非常に大きいというお話をさせていただきました。その中で、葛城市の場合は、5万人チャレンジという表現を使わせていただいたわけなんですけども、市民第一のまちづくりの中で、子育て環境を整えることによって若い世代を引き込んでいって、この時代において人口増を目指すべきであるというのが、私の大きな特徴であった。それが最近、非常に周りの自治体にも影響を与えまして、同じようなことをおっしゃるような形のもが増えてきたように思いますけども、その

地域、地域によってやはり要因が違いますので、葛城市は葛城市の得意とするものを伸ばすことによって、その政策を続けていきたいという思いでございます。

その中で、議員ご心配いただいております校区の問題なんですけど、校区の問題と申すのは、ある種、私の方から申すと、これはあまり口出しのできない部分です。と申すのが、これは教育委員会の方で考えていただく部分ですので、ただ、考え方としてどういう考え方を持っているかといいますと、かつて新庄町の時代に新庄北小学校というのができました。そのできた要因というのは、多分、大規模な住宅開発をされた。その中で、その当時の新庄小学校と忍海小学校では、そのエリアとして子どもたちを抱えるだけの教育施設がなかった。ですから新しく作りましたということだったと思います。

また、今、起こっていることは、葛城市外で、県内でも起こっていることなんですけども、学校がなくなっていった。それは特に過疎と言われる地域において起こってるんですけども、学校そのものがなくなる、校区そのものがなくなるんです。2つ、3つある小学校を1つにしようというのは、まさにそれは大きな校区の変更であるということなんです。ですから、葛城市の場合は、大規模な住宅開発をするということは考えておりませんので、極端な変化というのは起こらない。徐々に起こす変化ということですので、それに対応するのは、緩やかな対応の中で考える必要があるんだと思いますけども、必ずしも校区が変わらないということは永遠ではないということは理解しておかないといけないのかなというのが私の考え方でございます。

その時代、時代において、その状況、状況において、例えば、こういうことはあるのか、ある種、新庄小学校においては、道の問題もありますし、いろいろな変化の中で、それは1つの選択肢の中で、どういう校区割をするのかということは、多分議論をするときがあるのかもわからないということなんです。ですから、その変化において、必ずしも校区というのは固定されたものではないということを経験しておく必要があるのではないかと申すのは、行政の立場として、予算を配分していく立場としての考え方でございます。

以上でございます。

奥本副議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 組織のことをご提案いただきました。いろんな考え方があると思いますし、それぞれ自治体によっていろんな考え方はあるかと思っております。まず、待機児童解消対策室というものを作らせていただきまして、それについて全力で検討していくと。その上で、認定こども園についても検討することになっておりますので、その中で、どういう方向性がいいのかというのは、必要に応じて検討をするのかなと思っております。

以上です。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 ありがとうございます。私の今回の質問の趣旨は、目的は、やはり市長のおっしゃっているような、教育環境の充実と子育て支援というふうな、これを実のあるものにしなければいけないという思いでやっております。市長、副市長、ありがとうございます。

続きまして、コロナ下の生活困窮者への支援についてお伺いをいたします。昨年12月の一

般質問で、コロナ下の状況における女性への影響と課題についてお伺いをいたしました。新型コロナウイルス感染症の拡大によって、ご本人がウイルスに感染して発症するという以外に、DVや児童虐待などの暴力や生活の困窮などによって、命と生活とが脅かされております。弱い立場の人たちの命と尊厳を守るため、行政は可能な限り機能を果たす必要があります。今後もコロナの収束が見通せない中、今回の質問では、市内の生活困窮者への支援の現状と、市としてどのように取り組んでいくかについてお伺いをいたします。

現在、厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業などによる収入の減少により生活に困窮している方に、緊急小口資金と総合支援資金、そして住居確保給付金の通知を行っております。緊急小口資金と総合支援資金については社会福祉協議会で、住居確保給付金につきましては自治体の自立相談支援機関、葛城市では、社会福祉課にあります社会福祉事務所に相談の上、申請することになっております。まず、社会福祉協議会で行っていただけます緊急小口資金についてお伺いをいたします。緊急小口資金の貸付けは、当座の生活のために、緊急かつ一時的な生活費が必要な方を対象としている制度でありますけれども、現在の状況はどのようになっていますでしょうか。また、市内の申請件数や決定件数はどうでしょうか。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 保健福祉部の森井でございます。よろしくお願いたします。

まず、社会福祉協議会で行っております緊急小口資金について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生活維持のための貸付を必要とする世帯に対して、生活資金を保証人不要、無利子で貸し付ける制度でございます。こちらは、令和2年3月25日から令和3年3月末まで特例措置が実施されており、貸付上限額を従来の10万円から、要件はございますが、20万円に引上げ、据置期間を従来の2か月以内から1年以内に延長、償還期間を従来の12か月以内から2年以内に拡大しております。申請につきましては葛城市社会福祉協議会となっており、令和3年2月末時点の件数は、相談件数222件、うち申請166件、うち決定したものが160件となっております。

以上でございます。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 次に、緊急小口資金と同じく、生活再建までの一定期間の生活費が必要な方を対象とした総合支援資金についてお伺いをいたします。総合支援資金の制度の現状について、それから、市内の申請件数や決定件数はどうでしょうか。また、先ほどの緊急小口資金と同じように特例措置が実施されているというふうに伺っておりますけれども、周知はされているのでしょうか。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 先ほどの緊急小口資金の貸付と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、失業等により生活維持が困難となっている世帯に対して、生活再建資金を3か月以内の期間、2人以上の世帯は20万円、単身世帯は15万円を、保証人を求めずに貸し付ける制度でございます。こちらも同様の期間において特例措置が実施されており、貸付期間を従来の3か月以

内が6か月以内に延長され、その延長の時点から、社会福祉課の生活困窮者相談員が生活再建に向けた相談支援を受けることが要件となります。さらに、据置期間を従来の6か月以内から1年以内に延長しており、償還期間は従来どおり10年間とし、貸付利子は、従来の保証人がない場合のみ年1.5%であったものが無利子となっております。申請につきましては葛城市社会福祉協議会となっており、令和3年2月末時点の件数は、相談140件、うち申請116件、うち決定112件となっております。また、延長貸付につきましては、相談65件、うち申請62件、うち決定61件となっております。

なお、周知方法につきましては、緊急小口資金貸付利用者全員に対しまして、個別に案内を実施しております。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 延長貸付につきましては、相談65件に対しまして、うち決定61件ということで、周知も行っておられるということで、本当に今、資金を必要とされてる方に行われている印象であります。

ところで、緊急小口資金及び総合支援資金の貸付が終了した方を対象に、総合支援資金の再貸付を実施すると厚生労働省が通知をしております。厚生労働省によりますと、自立相談支援機関、つまり葛城市では、社会福祉課に相談の上、社会福祉協議会に申し込むというふうになっておりますけれども、葛城市における状況はどのようになっていますでしょうか。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 総合支援資金の延長貸付を終了された世帯についての再貸付については、厚生労働省より、令和3年2月2日に通知があり、社会福祉協議会では、申請を2月19日から開始しております。この場合も、延長貸付と同様に、社会福祉課の生活困窮者相談員が生活再建に向けた相談支援をより強化し、関係機関とも連携して対応に当たっております。

なお、令和3年2月末時点の件数は、相談24件、うち申請24件で、順次決定してまいります。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 続いて、住居確保給付金についてお伺いいたします。葛城市では、社会福祉課にある社会福祉事務所に相談の上、申請することになっています。制度の現状はどのようになっていますでしょうか。また、社会福祉課に寄せられる相談は、市民の方が住居確保給付金についてピンポイントでされるものではなく、複合的なものだと考えられますので、相談の件数が多く、対する申請件数は少なくなるというふうに考えられますけれども、葛城市の実績はどうでしょうか。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 住居確保給付金事業は、生活困窮者自立支援事業の必須事業であり、家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じているの方々に対して、原則3か月、最大9か月、家賃相当額を支給する制度でございます。当該制度におきましては、令和2年4月20日から令和3年3月末まで特例措置が実施されており、要件は、離職後2年以内のものが対象となっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入が減少し、離職と

同程度の状況にあるものが追加され、さらにハローワークへの求職申込みが不要となり、より使いやすい制度となりました。その結果、令和元年度の実績が6件であったものが、令和3年2月末時点の件数が、相談件数82件、うち申請23件、うち決定23件となっております。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 3つの制度についてお話を伺いましたが、これらの支援で当面の生活資金面での行政の支援は十分なのでしょうか。コロナ禍の収束が見えない中、緊急小口資金と総合支援資金については貸付でありますけれども、借りた方の収入の状況が改善しなければ、いずれ行き詰まってしまいます。今後の見通しはどうでしょうか。また、行政の支援についてお伺いいたします。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 新型コロナウイルスの収束が先行き不透明の中、国は経過を見ながら、社会福祉協議会の生活福祉資金を最大で10か月間の貸付を受けることが可能とし、さらに、住居確保給付金についても、令和3年1月1日から3か月間の再支給が特例措置として追加され、最大12か月間支給可能としました。しかしながら、期間が延長されても収入状況が改善しなければ本末転倒であります。そのため、生活福祉資金は5か月目から、住居確保給付金は9か月目から、先ほど申し上げましたように、社会福祉課の生活困窮者相談員が必ず生活再建に向けた支援を行うこととなります。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 今ご答弁いただきましたように、期間が延長されましても、生活困窮者の状況が改善されなければ意味がありません。社会福祉課におかれましては、生活困窮者へのしっかりとした支援、そして、利用できる制度の周知をよろしくお願ひしたいと思います。

さて、1月27日に菅義偉首相が、参議院の予算委員会で新型コロナウイルスの感染拡大によって生活に苦しむ人たちへの対応を求められた際に、政府には最終的に生活保護という仕組みがあるというふうに述べました。それに対して世間では少なからぬ批判の声が上がりました。その理由につきまして、私は、首相の物言いそのものに対する批判もあったのかもしれませんが、生活保護に対して一般的に抱かれているイメージとか、他法他施策優先の法則とか、家族主義という2つの性格に絡めての批判だったのではないかと受け止めております。他法他施策優先の法則につきましては、生活保護は、受給前にありとあらゆることをやった上で、最後の手段として適用するということでもあります。また、家族主義については、まずは親族が扶養できないか照会することについて、生活保護を申請する際の負担になっているというふうな話もあります。家族主義につきましては、厚生労働省は生活保護の照会手続を不要とするよう、今月から要領を改定したと報道されました。生活保護は日本国憲法第25条が保障する、健康で文化的な最低限度の生活を権利として具体化したものであります。どんなに能力があったり、才能があったり、そして努力をしたりしてもうまくいかない、一時的にそういったことは誰にでもあるものであります。生活保護は全ての国民の権利であり、水際作戦など断じてあってはならないと考えます。葛城市の現状はいかがでしょう。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 本市のコロナ下における生活保護の実施状況につきましては、現時点では、昨年からの新型コロナウイルス感染症拡大の影響は表れておりません。この要因としましては、生活に困窮し、一時的な支援が必要な多くの方が、先ほどから申し上げている制度を利用しているため、生活保護申請まで至っていないものと推測されます。生活保護制度は他法他施策が優先、言い換えれば、市民の生命を守る最後のセーフティーネットであり、本市においては、今後におきましても、生活保護の相談や申請の受付の過程で申請権を阻害されないことがない対応と、迅速な生活保護の要否判定を行うよう実施してまいります。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 一般的に生活保護の相談に当たられるケースワーカーにつきましては、重要な役割であるにも関わらず、資格要件などの専門職としての地位が確立してはおりません。自治体によっては、福祉行政未経験の職員を充てているというようなことも聞いております。葛城市は十分な体制を取れているのでしょうか。

奥本副議長 森井保健福祉部長。

森井保健福祉部長 本市の生活保護実施体制につきましては、査察指導員1名、ケースワーカー3名を配置しており、法定数を満たしている状況でございます。

奥本副議長 吉村始君。

吉村始議員 法定数は満たしているということでありました。しかし、葛城市は規模が小さく、福祉事務所も小規模であります。現場で伺ったところでは、ケースワーカーがケースワーク以外の事務も担っているのが現状だということでありました。葛城市では、新任ケースワーカーはOJT、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを中心に、生活保護全般の事務も習得できるように環境を整えて、人材育成を実施しているんだというふうに聞いております。つまり、葛城市の実情に応じてケースワーカーを育成されていると思われましても、一般論として、OJTは、教育担当者がご自身の仕事に忙し過ぎて、指導の時間が十分に取れなかったりするデメリットも指摘されています。また、規模の大きい福祉事務所では、事務はケースワーカー以外の専任の事務職員が行っているのが普通であります。ケースワーカーは極めてストレスの多い職種であることは間違いないと考えられますので、一定期間で人事異動を行うなど、労働環境をよくしておかなければならないと考えます。

そこで、市長に2点お伺いいたします。1つは、職員体制の改善についてであります。生活保護受給者が今後増えれば、現場のケースワーカーなどの職員の、ただでさえ忙しい、多い仕事量がさらに増えて、疲弊につながります。事務を担う職員の人員増などの対応も必要だと考えますが、市長のお考えはいかがでしょうか。また、かねてより、市長は、防災行政無線など、新型コロナウイルスについての情報発信をしておられます。それはそれで非常に大事なことでありますけれども、私は、それに加えて、生活に本当に困っている人たちに届く言葉をということで、私も自分のニュースで書きましたけれども、具体的なメッセージ、届くメッセージというのは、今、今回お聞きしたように、まさに困っておられる市民に届けるべきメッセージだと思います。これにつきまして市長のお考えをお伺いいたします。

奥本副議長 阿古市長。

阿古市長 1つ目の、職員体制の改善の方ですが、本市は奈良県下でも最も生活保護世帯数が少ないため、人員体制にはいつも少数精鋭で効率的に実施しなければなりません。しかしながら、ケースワーカーはストレスが高いことを承知しておりますので、メンタルヘルスにも留意しつつ、今後は、生活保護世帯数の状況の変化を見ながら、同じ部署内でケースワーカーをサポートできる体制を整え、負担軽減につなげたいと考えております。

2つ目の、生活に困っている方や相談できずに悩んでいる方に対してのメッセージをお届けする方法についてですが、ホームページや広報誌はもとより、リーフレットなどが少しでも多くの市民の方の目につく場所、例えば公共施設だけではなく、民間の施設などの協力を得ることも検討していきたいと考えております。さらに、相談に来られない方については、民生委員や他機関と連携することで生活困窮者相談員がアウトリーチできる体制を整えたいと考えております。

以上でございます。

奥本副議長 吉村始君、時間が超過しているので手短にお願いします。

吉村始議員 どうぞよろしくお願いいたします。今回も丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上で私の一般質問を終わります。

奥本副議長 吉村始君の発言を終結いたします。

次に、2番、梨本洪珪君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

2番、梨本洪珪君。

梨本議員 皆様、おはようございます。青雲会の梨本洪珪です。ただいま議長のお許しをいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。今回、質問は2点ございます。

1点目は、葛城市の街づくりについて。

2点目は、職員研修についてでございます。

これよりは質問席よりさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

奥本副議長 梨本洪珪君。

梨本議員 それでは、よろしくお願いいたします。これまで私は、公共施設マネジメントや人口ビジョンなど、まちづくりの要諦となる部分について質問を継続して行ってまいりました。しかしながら、何度この一般質問の場で質問を重ねても、なかなか納得のいく回答をいただけないため、阿古市長の思い描くまちづくりのビジョンをイメージすることができませんでした。誤解をしないでいただきたいんですが、私はここに立って市政を批判したいわけではございません。より建設的に葛城市の街づくりについて議論をしたいと願っております。これまでの私の一般質問、これは2019年12月議会でございますが、市長は5万人チャレンジを説明される際、企業的な考え方ということで目標設定を説明されることがございました。この企業的な考え方という部分においては、私も大いに賛成しております。行政や公務員にも、企業での取組事例が参考になることはたくさんあるはずです。そう考えたとき、成果を出している経営者は、例外なく、企業経営の根幹となる経営計画書を大切にしていることを思い出しました。特に業績のよい経営者は、常に経営計画書を肌身離さず持っている方もおられました。企業においては、計画の立て方は様々であり、その種類も決まっているわけではござい

ませんが、現実的には、中長期の経営計画が中心となって、年度方針やその他の計画はそれに連動するように立てられている。その事実を踏まえた上で私がしてきた一般質問を振り返った際、これまで、ファシリティ関係の各種計画に基づいて質問を重ねてきたわけですが、それら下位計画の内容を問うだけでは進展がないということに気づきました。そこで今回、根本に立ち返り、各種計画を束ねる肝となる計画や計画の種類、それらの体系についてからお伺いしようと思います。まず、葛城市が策定している様々な計画について教えてください。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部の吉川でございます。どうぞよろしくお願いたします。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

市が策定しております計画の中では、まず総合計画が挙げられます。この総合計画は、葛城市の計画の最上位に位置づけられ、各計画の基本となる重要な役割を担っており、議会の議決すべき事件を定める条例において、議決すべき事件として定められております。この計画期間は、平成29年度から令和8年度までの10年間となっております。このほかに現在市が保有しております計画は、企画政策課で把握できているもので51個の計画がございます。その主なものとしては、第二次総合計画、第2期総合戦略、公共施設マネジメント基本計画、地域防災計画、都市計画マスタープラン、地域福祉計画、国土強靱化地域計画、森林整備計画、第2期子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画、流域関連公共下水道事業計画、教育委員会障害者活躍推進計画などが挙げられます。

以上でございます。

奥本副議長 梨本洪瑠君。

梨本議員 今、葛城市では、企画政策課で把握しているものとして、51の計画があるとのことでした。主なものを挙げていただきましたが、昨年策定された第2期総合戦略をはじめ、公共施設マネジメント基本計画、都市計画マスタープランなど、まちづくりを考える上で重要な計画がたくさんございました。それら重要な計画を束ねる最上位計画としてあるのが、この葛城市総合計画でございます。各計画の基本となる重要な役割を担っており、次の策定からは議決が必要となる計画でもございます。政策分野においては、この総合計画を中心に、都市計画、財政、福祉、教育、防災といった様々な計画が下位計画と連動しています。毎年3月議会の初日には、市長より施政方針が議場で伝えられるわけですが、これも総合計画に基づいたものと理解しております。現在の第二次総合計画は、阿古市長1期目の就任1年目である平成29年、2017年3月に策定されました。まず、このページをめくると、基本構想は2017年から2026年までの10年間、共有すべき目標を示すとの記載があって、基本構想を実現するための基本計画は、5年をめどに必要に応じて見直しを行う、こう記載がございます。ここからは議員の皆様にも資料をお配りしておりますので、この資料は総合計画、28ページ、29ページでございます。この施策体系をご覧いただくと分かりやすいと思います。この総合計画、内容を読み進めていくと、序論は、葛城市の人口の状況から具体的な基本構想の第1章においても、人口フレームから始まっているわけです。ここから葛城市の将来の

人口に対する考え方が計画の根本にあることが分かります。基本構想の第2章では、本市の将来像についてが記されており、「歴史を重ね、未来を育む 時代を超えて愛される住みよい共存の都市 葛城」こう示されているわけです。その次の第3章には、政策の柱として3つが掲げられています。

1つ目は、「調和・共助～多種多様な価値観が共存するまち～」、2つ目は、「壮健・学習～心と身体が健やかに育まれるまち～」、3つ目は、「活力・安全～にぎわいあふれる安心なまち～」、この3つの柱それぞれに政策目標と施策目標がぶら下がっています。基本計画で目標を実現していくための現状と課題、具体的取組が描かれ、関連する計画が示される、そんな構図になっています。ちなみに、政策目標は3つの柱にさらに3つずつ、合計9つございます。さらに、施策目標に関しては、9つの政策目標に各2つから3つございまして、合計19あるわけでございます。そして、忘れてはならないのが、3つの政策の柱を支えるための各分野の政策、施策を推進するための視点として、市民と行政の協働、質の高い行財政運営が不可欠、このように記載されているわけです。これについては、4つの具体的な推進事項が挙げられています。今回、一般質問に臨むに当たって、私はこの内容を再度くまなく何度も読ませていただきました。葛城市の目指すべき姿を総合的によく考え、組み立てられている、第2次総合計画を読んで私はそのように感じました。策定に当たっては、約20名の識者で構成される審議会が設けられ、当時の葛城市議会議員も3名が参画しておられます。審議会の力を借りながら、これを策定するには、担当部局を中心とした理事者側は相当の努力を重ねられたはずです。私自身、改めて納得させていただく部分も多くございました。葛城市では、ほかの地方自治体と同じく、この総合計画を中心に、更に具体的な個別の計画が策定され、政策や予算に反映されていることを改めて理解いたしました。

ところで、これらの計画策定には相当の費用がかけられていると考えるわけですが、主立った計画の策定にはどれぐらいの費用がかけられているのか、教えていただけますでしょうか。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 計画の策定費用についてでございます。主なものの委託料の金額を挙げさせていただきますと、第二次総合計画が908万2,800円、第2期総合戦略が365万2,000円、公共施設マネジメント基本計画が1,512万円、地域防災計画が712万8,000円、都市計画マスタープランが745万2,000円、地域福祉計画が326万7,000円、第2期子ども・子育て支援事業計画が403万7,000円、高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画が432万3,000円、流域関連公共下水道事業計画が239万8,000円となっております。

以上でございます。

奥本副議長 梨本洪珪君。

梨本議員 今、企画部長からご答弁いただきましたが、この第二次総合計画には約908万円かかっているわけでございます。さらに、総合戦略に約365万円など、それぞれ高額のコストをかけて策定された計画であるということが分かりました。策定した以上は、その指標の実現性を考え、目標設定につなげなければなりません。そもそも計画は絵に描いた餅であってはなりません。

せん。言うまでもなく、計画とは、将来実現しようとする目標と、そこに到達するための主要な手段や段階とを組み合わせたものです。計画なくして目標が達成されるのであれば、そもそも計画など必要ないわけです。計画内容には、目的、目標や方法、手順に加えて、具体的な時期、日付などが含まれていることが一般的でございます。葛城市第2次総合計画にも、達成度を計る指標として、5年後、10年後に目指すべき目標値が示されています。今回はその制度まで取り上げるつもりはございませんが、総合計画の19の施策目標にも、達成度を計る指標が記載されているわけでございます。ただし、ここに目標値が定められていないものもございます。それらは、少なくとも、下位の計画や関連する計画において目標設定がされなければ、計画としての体をなしていないというふうにも考えられるわけでございます。そのような目標を示さない計画で放置されている場合は、いずれかの段階で課題が一気に表面化するはずで、問題が先送りされている可能性にも留意しなければなりません。その観点から浮かび上がってくるのがファシリティマネジメント、公共施設の適正管理についてなんです。このファシリティに関しては、総合計画では、3つの政策実現に不可欠なものとして位置づけられています。総合計画に記載のある、質の高い行財政運営のための具体的な取り組みからそのまま引用させていただきますと、「公共施設マネジメント基本計画及び公共施設等総合管理計画に基づき、老朽化が進む公共施設の長寿命化を進めるとともに、必要なサービスを維持しながら規模の最適化を進めるなど公共施設の再編を図ります。」こう記載されています。にもかかわらず、公共施設マネジメント基本計画にも、公共施設等総合管理計画にも、規模の最適化を進めるに当たっての具体的な数字が出てこないんです。私は以前から、ここに大きな問題があるのではないですかということ、何度も質問させていただいております。

先ほど、計画策定に係る費用を聞いた中で、最も高額であったのは、今挙げた公共施設マネジメント基本計画です。これは1,512万円かかったということでございました。これまでも私は、公共施設、いわゆるファシリティマネジメントに強い関心を持って一般質問に臨んできましたので、少し重複する内容になるかもしれませんが、今回もこの部分についてもう少し掘り下げてお伺いしたいと思います。ファシリティの計画に係る契約は、何年度に幾らの金額で発注して、いつ完成したのか。これを教えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

奥本副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 おはようございます。総務部の吉村でございます。ただいまの梨本議員の質問にお答えをさせていただきます。

本市におきまして、公共施設マネジメントの推進を図ることを目的といたします基本計画の策定に向けた主な取組といたしまして、平成25年度に、各公共施設の建築に関する情報ですとか利用状況、維持管理コスト等に関する基本情報の調査を、国の緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして2,100万円を実施をいたしております。翌平成26年度は、施設の維持・保全・更新を実施する上で優先順位づけを行う必要から、公共施設49施設、81棟の施設の劣化度調査を実施いたしまして、調査結果を基に長期修繕計画の作成までを2,732万4,000

円で、こちらも国の緊急雇用創出事業補助金を活用して実施いたしておるところでございます。その結果を受けまして、平成27年度には、葛城市公共施設マネジメント基本計画を1,512万円で策定いたしておるところでございます。その次に、平成28年度でございますけれども、公共施設、建物だけでなく、道路、橋梁、公営住宅、下水道等のインフラ施設も対象といたしまして、葛城市公共施設等総合管理計画というものを788万4,000円で策定いたしております。また、平成29年度には葛城市公共施設マネジメント基本計画の長期修繕計画、これの当初5年間につきまして、保全する施設、部位の優先順位づけをした葛城市公共施設短期保全計画を356万4,000円で作成いたしておるところでございます。

なお、それぞれの契約につきましては、完成時期については、いずれも当該年度内に完了をしたという状況でございます。

奥本副議長 梨本洪珪君。

梨本議員 今、総務部長にお答えいただきましたが、この数字の合計は、実は私、3年前の一般質問でも出しているんです。当時は合計しての金額でございましたが、平成25年度に、各公共施設の基本情報の調査で2,100万円、平成26年度に、施設劣化調査や長期修繕計画の作成などで2,732万4,000円、そして平成27年度には、公共施設マネジメント基本計画の策定で1,512万円、これを合計すれば6,344万4,000円という金額になります。つまり、この公共施設マネジメント基本計画を策定するのに、少なくとも3年の年月と6,344万4,000円、これだけの費用とコストがかかっているわけです。その後も、平成28年度には、公共施設等総合管理計画の策定に788万4,000円、平成29年度にも、公共施設短期保全計画の作成に356万4,000円、さらに、冒頭で企画部長にお答えいただいたように、令和元年度には、学校施設長寿命化計画が策定されており、これに1,317万8,000円、今挙げたものだけでも合計すれば約8,800万円になるわけです。このように葛城市では、これまで長い時間と多額の費用をかけてファシリテイに関する計画を立ててきたことが分かります。

では、これほどのコストをかけて策定されてきた計画が重要視されているのか。必ずしもそうではなく、私はそれこそが問題であるというふうに思っているわけです。最終的に公共施設短期保全計画が策定されているわけですが、その計画はどれだけ執行されているのか。令和元年度、令和2年度及び令和3年度の計画と実施状況を伺わせてください。

奥本副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

葛城市公共施設短期保全計画に計上されております計画修繕費でございますが、令和元年度は約6億5,000万円、令和2年度は約6億円、令和3年度は約7億円という計画額でございます。令和元年度の実施実績でございますけれども、約4億5,000万円、それから令和2年度の実施実績といたしましては約8億5,000万円、令和3年度の予算計上額は約3,000万円となっております。

なお、令和3年度の予算計上額が殊のほか少ないというのは、中央公民館、市民体育館、それから當麻スポーツセンターの大規模改修を前倒しで実施したこと、それから、新庄庁舎及び新庄健康福祉センターの空調改修につきまして、リース契約ということで平準化して実

施したことなどによるものでございます。

奥本副議長 梨本洪珪君。

梨本議員 昨年6月議会の答弁では、令和元年度、令和2年度で実施予定だった保全事業、約11億5,700万円に対して、実施した事業は4億8,293万円という答弁をいただきました。磐城小学校附属幼稚園の改築が約7億1,000万円ということですので、令和2年度までは、見方によっては、順調に執行されているのかもしれませんが。しかしながら、令和3年度は、今、総務部長からいろんな理由はお伝えいただきましたが、計画修繕費が7億円、これに対して予算計上は3,000万円ということで、なかなか計画どおりに実施できていないのかなというふうに感じるわけでございます。

ここから先は予算特別委員会の事前審査とならないよう、踏み込んだ質問は控えさせていただきますが、計画と執行状況、予算に開きがあるのであれば、何らかの改善をしなければいけないわけです。短期保全計画は5年間の期間における計画です。にもかかわらず、その短期的な進捗でさえ順調でないように思えるわけです。長い年月と高額な費用をかけた計画に対して、このような答弁をいただくと少し心配になります。計画とは、策定されるのがゴールではございません。それに基づいて進捗管理し、もしくは修正し、課題解決ができてこそ意味があるわけでございます。現状において、これら計画の成果品、本当に活かされているのでしょうか。教えてください。

奥本副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、策定いたしました葛城市公共施設短期保全計画でございますけれども、こういった計画を各施設担当課と情報共有いたしまして、計画内容も踏まえ、現場の状況確認の上、計画どおり行うかどうかという判断をいたしておるところでございます。

奥本副議長 梨本洪珪君。

梨本議員 各施設担当課においては、計画に沿った努力をいただいていると、このように推測するわけです。一方で、財政的な面での制約もございます。ここに理事者側のジレンマがあることは、私も十分過ぎるほど理解しています。しかし、財源的な面を考慮すれば、なおさら規模の最適化というのは必要になってくると思うんです。これは以前の一般質問の繰り返しになりますが、公共施設等総合管理計画においては、財政上、今後、公共施設に投資できる経費は、年平均で約3億9,000万円を見込んでいます。それに対して財源は毎年約2億3,000万円程度不足になることが指摘されているわけです。そのために、現在保有する全ての施設を今後も同じ規模で保有し続けるのは困難であると、計画にはっきり書いてあるわけです。にもかかわらず、ファシリティに関するどの計画を見ても、公共施設の規模の最適化に関する数値目標はどこにも出てこないんです。総合計画のファシリティに関する項目には、関連する計画として葛城市財政計画も挙げられています。昨年6月議会においては、市長より、マネジメント計画を立てたが、その計画に沿った財政計画は作っていない。合併後、この部分に関する財源を財政計画に反映したことは一度もなく、かなりハードな作業をしないといけない、と答弁をいただきました。私は、そのハードな作業の第一歩を踏み出すために必要な

のが、計画に総量縮減、最適化の数字を記すことだと考えているわけです。葛城市の将来のまちづくりを考えたとき、サービス保存の原則に基づき、どれだけの公共施設が必要であるかの数値目標が示されなければ、それに必要な財政計画など立てようもないのではないのでしょうか。

現在の施設の中で、再編が可能な施設と今後も維持する施設について仕分けをすることなく、維持管理や運営コストの最適化はできません。合併自治体である我ら葛城市においては、その明確なビジョンを示すことこそが、政治家として、リーダーとしての市長の仕事であると、私はこのように思います。逆に、総量縮減化にかじを切らない方針であるならば、計画自体の根本的な見直しが必要となってまいります。そうでなければ、計画と逆行した予算執行がされる事態にもなりかねません。私が計画と逆行していると思う例の1つとして、休止施設になっている農業者健康管理休養センターがございます。公共施設マネジメント基本計画の記載には、当初の役割を果たしたものと捉え、今後、当該施設の活用方を検討し、活用困難な場合には解体します。ここまで記載されているわけです。ところが、計画策定後に屋根補修などに必要な多額の費用が予算化され、執行されています。これは計画と矛盾していないのでしょうか。教えてください。

奥本副議長 吉村総務部長。

吉村総務部長 ただいまの質問でございます。

平成27年度の公共施設マネジメント基本計画策定時には、今ある公共施設を今後も維持していくとした場合には、施設に投資可能な財源が不足するというために、基本的には将来に向かって総量縮減の方針というものを記載したものの、市の人口は当時増加を続けており、併せて、年少人口も増加していくことが想定された状態でございましたので、公共施設延床面積の約半数を占める保育所、幼稚園、小・中学校等の施設の統廃合が現状では困難という判断の下、具体的な数値目標の設定はいたしておらない状況でございます。

また、農業者健康管理休養センターにつきましては、公共施設マネジメント基本計画において休止中の施設というふうに記載がございましたが、廃止、解体や他用途への転用ということになりますと、建設当時の国庫補助金返還が必要と言われていることから、現状のままでも活用することとし、事務所等に賃貸しているため、雨漏り等の補修ですとか、消防法の規定による消防設備等の整備が必要となっている状況となっております。

奥本副議長 梨本洪瑋君。

梨本議員 総量最適化に関する方針など、当時の事情と、いろんなことを勘案しながら計画されていると思うわけですが、少なくとも農業者健康管理休養センターに関して言うと、私は少し矛盾を感じるわけです。解体に多額な補助金返還が必要であるならば、それがどれだけの金額になるのか試算はされているのでしょうか。また、事務所として賃貸して活用するのであれば、当該施設の活用方針が検討されたのでしょうか。市民に対するサービス保存の原則を考慮した結果なののでしょうか。計画に解体とまで記載されている施設に対して、計画策定後に数年もたたず実行された措置としては、到底理解できないわけです。これこそ、私には計画と実際の政策のずれが表面化したものだと思っているわけなんですけれども、その判

断は、この議論を聞かれているそれぞれの方に委ねたいと思います。

では、ここからは、葛城市の街づくりについて別の視点から伺わせてください。葛城市が今回議案提出した令和3年度一般会計当初予算の総額は157億2,000万円です。一方、奈良県の予算総額は5,366億6,200万円であり、投資的経費だけでも841億円が計上されています。この桁違いの財源を葛城市内の事業に活用してもらえたなら、葛城市の街づくりも推進力が増すのではないかと考えているわけでございます。それらを有効的に活用する意味においても、県や近隣市町村との連携がどこまで進んでいるのかが気になります。葛城市では、県や近隣市町村とのまちづくり協定などは結んでおられるのでしょうか。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

現在、葛城市が県や近隣市町村と連携、あるいはまちづくりなどの協定を結んでいるもので、企画政策課で把握できておりますものとしましては、直近のもので、令和2年11月に、新型コロナウイルス感染症に係る検査事業の実施に伴う協定を、葛城市、香芝市、それから北葛城郡の2市4町で、北葛城地区医師会と連携して締結しております。また、病児保育事業利用協定を令和2年4月に葛城市と香芝市で結んでおり、また、その前の平成27年6月には、大和高田市とも同じ協定を結んでおります。平成30年2月には、木とのふれあいなどを生かす教育、いわゆる木育の推進事業連携協定を葛城市と吉野町で結んでおり、そのほかにも、災害に関する援助協定などを結んでいる状況でございます。

奥本副議長 梨本洪瑋君。

梨本議員 今、企画部長にお答えいただいた協定は、どれも重要なものであると思います。しかしながら、まちづくりの方向性に関わるような種類のものではございませんでした。まちづくりの方向性には、総合計画や都市計画マスタープラン、新市建設計画などが関わってくると思うわけですが、財源的にも乏しい1つの自治体だけで完結するには難しいことも多いと思うんです。昨年12月13日、令和2年度第3回地域フォーラムというものが、當麻文化会館で開催されました。奈良県の荒井知事を中心に、大和高田市長、香芝市長、広陵町長と、当然、地元葛城市の阿古市長も参加されて、奈良のまちづくりと土地利用のあり方をテーマに意見交換がされました。荒井知事が奈良県の土地利用の課題と解決についてプレゼンテーションをされていく中で、具体的な提言の中に、土地利用ビジョンを地元からの発想で作る、こう発言されたわけです。これまで県のマスタープランに基づき各地域のまちづくり計画を策定するという方針であったのが、これからは、各地域のまちづくりプランを先に考えて、それをマスタープラン化していく、このような発言で、大きな方針転換ではないかというふうに感じました。その例として、市町村と県とのまちづくり連携協定においては、平成31年3月に策定された大和高田市とのまちづくり基本計画が紹介されておりました。大和高田市のまちづくりのコンセプトは、都市機能の集積とにぎやかな交流拠点のシビックコアというものであって、4月に竣工予定の新庁舎や周辺整備など、県との連携が説明されておりました。また、広陵町と奈良県が平成31年4月に締結したまちづくり基本協定では、公園を核としたにぎわいのまちづくりをコンセプトとして、県と連携した竹取公園周辺地区の整備や資源活

用についてが披露されていました。

どちらも近隣のまちづくりの話ではございましたが、明確なビジョンや構想に、関係者ではない立場ながら、聞いていてわくわくいたしました。葛城市においても工業ゾーンが示されていたわけですが、県との連携では、他市町村に遅れをとっているのではないかなというふうに感じたわけでございます。これはあくまでも私の個人的な感覚にすぎません。葛城市も、まだ公表するに至らない案件や水面下での動きがあるのかもしれませんが、そこで参考までに教えてください。阿古市長の任期中、荒井知事とはどれくらいの面会を重ねられているのか、教えてください。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 市長と知事との面会についてでございます。これにつきまして、秘書担当課である人事課で確認いたしましたところ、知事との個別面会がおおむね年2回程度、意見交換会などで他の市長と一緒に面会をしているのが、おおむね年2回から3回程度となっております。これ以外に、知事が出席される会議や会合の場などにおいて面会されている場合や、市長自身の政治活動などで面会されているものもでございます。

以上でございます。

奥本副議長 梨本洪瑛君。

梨本議員 今お答えいただいた回数が多いのか、少ないのかは、私には判断できません。市長と知事の面会だけで県からの協力が得られるわけではないでしょう。市長以外に、積極的に各部署の幹部が動いておられるのかもしれませんが、しかし、最終的な方向性は、トップが決断し、トップ同士で合意しなければ定まらないのではないのでしょうか。その観点からも、県とのパイプを太くしていくのは本当に大切なことではないかと私は思っています。

先ほどのコンセプトや近隣市との連携を見ていると、前向きに双方にメリットがある提案であるならば、県は力を貸してくれると、このように私は感じております。将来的に大きな財源を必要とするまちづくり事業などで、県からの支援があれば本当にありがたいことです。ただし、フォーラムの中でも知事から説明されていましたが、地元側からの提案でなければ、テーブルには取り上げてもらえません。その辺りの提案が、葛城市の計画や予算からは全く見えてこないわけですが、現在の市政において、奈良県からの支援が必要なものはあるのでしょうか。また、その支援を受けるための協定を結ぶ予定はあるのか、教えてください。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど議員からも紹介がありましたように、奈良県では、県と市町村とのまちづくりに関する連携協定という制度を設けられております。この制度は、県のまちづくりに関する方針と合致した市町村のまちづくりの構想について、段階的な協定を締結し、共同でプロジェクトを実施し、その実現を図ろうというものでございます。本市といたしましても、これまでから、この制度の活用を視野に、本年3月末をもって閉館される奈良県社会教育センターの利活用を含めた地域一帯のまちづくりについて、県の関係部署と相談を行いながら検討を行

ってきているところで、今後も引き続き協議を行っていかうとしているところでございます。
以上でございます。

奥本副議長 梨本洪瑋君。

梨本議員 今、企画部長からお答えいただいたわけですが、奈良県社会教育センターの休館は、最近決まった話ではないはずなんです。協定を視野に入れているのなら、早めに方向性を示した方がよいと思われれます。その協定は、聞いた市民がわくわくするような構想であることを私は期待しています。実は今回の一般質問では、この流れで5万人チャレンジについて提言をさせていただこうと思っていました。ところが、今回の施政方針を聞いて少し困惑しています。これまで市長の考え方の中心には、常に5万人チャレンジがあると考えていました。令和3年度もその流れを踏襲するものと予想して、この一般質問も準備しておりました。私は、毎年3月議会初日の市長施政方針を、過去の施政方針と比較しながら聞くようにしております。平成31年、令和元年度の施政方針では、財政の健全性を維持していくためには、人口の増加が不可欠であり、人口5万人を目指すことができる恵まれた立地条件であることを踏まえ、今後も定住人口の増加が図れるよう注力する、こう書かれていました。令和2年度の施政方針では、人口5万人チャレンジを目標に掲げ、住みたいと思ふまち、住んでよかったと思ふまちづくりに取り組む、こう述べられ、予算づけもされていたわけですが、ところが、令和3年度の施政方針や予算書には一切触れられていないので、少し肩透かしに合った気分なんです。

今回お伝えしたかったのは、賛否は別にして、本気で葛城市が5万人を目指すのであれば、まずは葛城市の最上位計画である総合計画にそのことをうたい、施政方針や第2期総合戦略との整合性を持たせてはどうですかというものでございました。今のままでは、第2期総合戦略にしか5万人ということはいわれておりません。これではほかの計画と整合性が取れず、計画の実現に支障を来すのではないかとというふうに私は心配したわけですが、その部分を修正するため、まずは総合計画の変更が合意された上で、県とのまちづくり協定などを活用し、実現の可能性を高めてはどうか。5万人を目指すまちづくりと、3万7,000人を維持するまちづくりは、全く違うはずなんです。そうした手順を踏んで初めて葛城市のまちづくりビジョンが私にも見えてくると思うんです。以上のような観点から、総合計画の見直し予定について伺わせてください。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 総合計画の見直しはどう考えているのかということでございます。現在の第二次総合計画につきましては、先ほども申し上げましたように、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画となっております。この総合計画は、基本構想と基本計画に分かれておりまして、基本構想の部分につきましては、この計画の根幹となる部分でございますので、計画期間中に変更することはございません。しかしながら、基本計画の部分につきましては、基本構想に示された目標を実現するために具体的な施策を示したものでございますので、計画期間中の社会情勢の変化や市民ニーズの変化等に柔軟に対応できるよう、5年をめぐりに必要に応じて見直すものとされており、5年後の中間目標値が設定されております。5年後となる

令和3年度中に、その達成度による進捗管理を行いながら、基本計画の妥当性を検討することとしているところでございます。

以上でございます。

奥本副議長 梨本洪瑋君。

梨本議員 今の答弁においては、総合計画の基本計画については見直すものの、基本構想については変わることがないと、こういった答弁でございました。先ほどの皆様の手元にある施策体系を見ていただくと、基本構想というのは28ページの部分、それから29ページも、半分ぐらいは基本構想に関わってくる部分だと思います。基本目標というのは、この端の、こちらの部分のわけでございます。ということは、大きな方向変換はないということでもございました。それでは、人口フレームや公共施設総量最適化に対する考え方も、これからも変わらないということでもよろしいのでしょうか。最後に、市長のこの辺りの所見を伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

奥本副議長 阿古市長。

阿古市長 ご質問ありがとうございます。2期目の一番最初の予算特別委員会でございます。公約どおり5万人チャレンジを目指しておりますので、ご心配いただきませんように、よろしくお願いいたします。そのためには、市民第一のまちづくりを推し進めていく覚悟でございます。

まず、人口フレームにつきましては、総合計画の基本構想部分であり、計画期間の10年間は見直しがされないこととなっております。また、総合戦略に記載されている人口ビジョンでは、将来人口を3万7,044人と設定しておりますが、私としては、更なる目標として人口5万人チャレンジを目指したいと考えております。具体的な目標年次はございませんが、特に若い子育て世代の人口増加が図れるよう、子育て支援や住環境整備、良好で安定的な雇用の確保に努めることで少しでも近づくことができるように取り組んでいきたいと考えております。

また、施設総量の最適化でございますが、根本的には議員とも同じ考え方だと思っております。総量の最適化を目指すということには変わりはありません。個別具体的な施設につきましては、様々な考え方があると思いますが、可能な限り市民サービスの維持をまず第一に考えた上で、耐用年数や長寿命化に係る経費と維持管理に係る経費を比較検討しながら、施設総量の最適化につきましても取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

奥本副議長 梨本洪瑋君。

梨本議員 今、市長からご答弁いただきました。サービス保存の原則に基づいて、公共施設総量最適化を考えるのは、これは当然であると思えますし、そういった観点から、本当にサービスの在り方というものも、もう一度、真剣に考えていかなければならない、時代背景に合った考え方を取り入れていかなければいけないのではないかというふうに思うわけです。

私は、何回もここで、市長と5万人チャレンジについていろんなことを、なかなかかみ合わないわけでございますけれども、私は5万人チャレンジ、市長が本当にされるのであれば、もっと議論が必要だと思うんです。そこには総合計画であったり、様々な計画にちゃんと反

映していくような、例えば県域水道など、本当に長期の計画に対して、今、議論も議会の方でされているわけですが、そこも、5万人は全く考慮されずに進められているわけです。そういったことも含めて、市長の思われていることと、葛城市の計画をどんどん一致させていく、そういう作業が今後必要なのではないかというふうに考えているわけです。

私は、議員に当選して1年目、一緒に活動する青雲会の奥本議員、そして吉村始議員、この3人で阿古市長にご挨拶に行つて、面会させていただいた日を、私は今でも覚えています。そのとき市長が語られたある構想に私はわくわくいたしました。ここでその詳細を伝えるのは控えさせていただきますが、近年、その構想を市長の口から聞くことはなくなりました。ビジョンというものは、市政を推進するアクセルになると思うんです。阿古市政において、総合計画から施政方針まで連なった実現性のあるまちづくりビジョンが、私にも見える形で早期に示していただけることを期待いたしまして、1つ目の質問は終結させていただきます。

では、2つ目の質問、職員研修についてをお伺いしたいと思います。少し時間が押しておりますので、時間の都合上、質問を削らせていただきたいと思います。職員研修についての質問は、平成30年6月議会、そして平成31年3月議会に続いての質問になってきます。今回、まず令和2年度、コロナ禍において、葛城市において、どのような庁内職員研修が行われたのか。全体の研修となりますと、たくさんあると思うんですけれども、令和2年度の庁内職員研修に限ってお伺いさせていただきたいと思います。教えてください。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 令和2年度における庁内研修でございます。この研修につきましては、全職員対象の研修といたしまして、コンプライアンス研修を6回に分けて実施しております。また、厚生労働省のサイトを利用したパワーハラスメントオンライン研修も実施しております。その他、人事評価研修、新規採用研修、それから、新規採用職員に対する配属前研修、人権研修を2回に分けて実施しております。それから救命講習、不当要求対応研修、それから、副市長に講師を務めていただきました財政研修及び議会研修を、延べ10回実施しております。また、令和2年度におきまして、新型コロナウイルス感染防止のため中止となった研修があったものの、講義形式中心の研修、受講者同士の間隔保持、それから、一部テレビ会議システムの使用、オンラインによる実施など、感染予防に努めた結果、例年どおりの研修機会の確保が図れたと認識しております。

以上でございます。

奥本副議長 梨本洪珪君。

梨本議員 今、企画部長より、コロナ禍においても職員研修に熱心に取り組んでいただいた、そんなことが理解できる答弁をいただいたわけですが、特に私はその中で、令和2年度から就任された溝尾副市長が講師を務め、財政研修や議会研修を延べ約10回、そこに247名が参加していることに感心いたしました。強い組織を作っていくためには、個人のスキルアップは必須です。その積み重ねが組織全体のレベルアップにつながります。特に市長が力を入れておられた接遇研修、これは、市役所は市民の役に立つところ、これを実現するために実

施されたものでございますが、学んだその日から実践できる、こんな接遇研修というのは、その効果にも即効性があると思うんです。一方で、効果性がすぐに表れない研修もございませぬ。といいますより、そんな研修がほとんどではないでしょうか。皆様はレミニセンス現象という言葉聞いたことがあるでしょうか。何か物事を習得する場合、それは人間というのは、右肩上がりに一気によくなっていくのではないわけです。そんなことはほとんどございませぬ。ゴルフの練習を1回したら1打スコアが縮まるのであれば、誰もがすぐに練習に取りかかるわけです。多くの場合は、1回やっても2回やっても変わらない。ところが、3回、4回、反復をしていくと、どこかのタイミングで一気にどんとよくなる瞬間が来ます。そして、またその状態で足踏みが続きますが、また回数を重ねていくと、どんとよくなる。人間の成長は一直線ではなく、階段上に、ある期間を経てよくなっていく。これがレミニセンス現象と言われるものでございます。

私は仕事柄、人材育成研修に携わることも多かったわけでございますが、受講生がある段階で急激によくなる姿を何度も見てまいりました。継続性を重視しなければいけない人材育成研修において、葛城市では、令和2年度までは、市長施政方針に職員研修の実施ということが記載されておりました。ところが、令和3年度には、施政方針ではその言葉が抜かれているわけなんです。そこで令和3年度以降の研修計画がどうなっているのか、教えてください。

奥本副議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 令和3年度以降の研修計画でございます。令和3年度の研修につきましては、研修の継続性を前提としながら、職員個々のスキルアップにつながるような様々な研修を計画しております。まず、業務関連の専門能力技術の習得の機会といたしまして、奈良県市町村職員研修センターの研修や、全国市町村国際文化研修所における研修がございませぬ。職員自身の希望による受講としておりますので、引き続き、積極的な情報提供、受講勧奨に努めてまいりたいと考えております。

次に、市主催の全体研修として、コンプライアンス研修及び接遇研修を継続的に実施してきておまして、引き続き、新型コロナウイルス感染予防に配慮した研修方法を検討して、実施したいと考えております。また、階層別に対象者を絞った中での研修や、新規採用職員に対する研修、人事評価研修を引き続き実施する予定としております。令和2年度において、副市長に研修講師を務めていただいた研修を実施しておりますが、幹部職員が培った経験、知識、技能、文化の継承につなげるため、幹部職員が講師となる研修も検討してまいりたいと考えております。その他、研修計画には含まれておりませぬが、令和2年度からメンター制度の試行を行っております。新規採用職員、メンティーに対し、先輩職員を相談相手、メンターとしてあらかじめ指名し、交流の機会を作ることで新規採用職員の不安の減少や、メンター、メンティー双方の成長を促す取組を行っております。引き続き令和3年度も実施する予定としております。

以上でございます。

奥本副議長 梨本洪瑠君。

梨本議員 施政方針に記載されていなくとも、研修の継続性を前提とされているということで安心い

たしました。メンター制度など、新たな取組にもチャレンジされており、素晴らしいと思います。その効果に期待しています。研修についても1つだけ提言を申し上げたいと思うんですが、以前、私は一般質問で、紀の川市人材育成体系基本計画というものを紹介させていただきました。モデリングする上でも非常に参考になるとお伝えしたわけですが、葛城市においても、継続的な職員のレベル向上を目指すのであれば、長期的な視点に立った人材育成体系を作成するべきであると、私はこのように考えております。紀の川市ではなくとも、うまくいっているほかの自治体の事例を参考に、ぜひ制度づくりに取り組んでいただきたいと思います。

最後に、偉大な日本の教育者である森信三先生の言葉をお伝えしたいと思います。教育とは流れる水の上に文字を書くようなはかないものだ。だが、それを岩壁に刻み込むような真剣さで取り組まなくてはいけない。この言葉を聞くと、私は背筋が伸びる思いがいたします。人材育成は、言葉で言うほど簡単ではございませんが、やり続けるしかありません。そして、私は、全ての人間は教育者であり、その一方で、学ぶ立場でもあるというふうに考えています。研修は、決して講師から受講生への一方通行ではございません。教える者は、その過程において、とてつもなく大きな学びを得ているわけですが、副市長が行っておられる研修を部課長クラスもできるようになると、本当に素晴らしいことだと思います。学ぶ組織は真の強さを得ることができると思います。逆に学ぶことをやめたときに墮落が始まってしまいます。そのことも胸に、葛城市職員の全員が、人の役に立つことを喜びとし、市民のために成長する組織を目指していただきたい、そう願っております。

本日も大変生意気なことをたくさん申し上げました。ご丁寧に答弁をいただきましたこと、感謝申し上げます。これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

奥本副議長 梨本洪瑠君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、午後1時半から会議を再開します。

休 憩 午後0時04分

再 開 午後1時30分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、岡本吉司君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

10番、岡本吉司君。

岡本議員 それでは、皆さん、こんにちは。議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。岡本でございます。

私の質問は、農地・水保全管理支払交付金事業についてであります。質問内容につきましては、質問席から質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

西川議長 岡本君。

岡本議員 それでは質問させていただきます。私は3年前、6月議会で、農地・水保全管理支払交付金事業について質問をいたしました。平成18年度は、モデル事業を3か大字で実施され、平成19年度より、国の交付金事業として、地域保全委員会あるいは地域組合方式等を設立してスタートした事業であります。現在では、19か大字、11協議会で、葛城市の予算では、国、

県、市の事業費、合わせまして1,900万円程度、毎年計上されております。第1期事業につきましては、平成19年度から平成23年度までの5年間、第2期事業につきましては、平成24年度から平成28年度までの5年間、第3期目、平成29年度から令和3年度までとなっております。1期目は、共同活動支援交付金のみのものであります。2期目より、長寿命化向上活動支援交付金事業が追加されました。2つの事業を葛城市が実施されています。そこで、前回の質問は、事業の経緯、経費の支出の仕方等を質問し、加守地域保全向上委員会の事業内容、支出内容を確認し、領収書、購入品目と疑問点を確認し、その中で、加守地域保全向上委員会の代表者に、地元大字選出の議員がなっておることが分かりました。また、物品の購入者、地元商店からの購入が非常に多い。この商店は、地元議員の家族が経営されていることも分かりました。物品の内容も、同一品目が多く購入されたような領収書が多く見られることからして、行政としてのチェック機能が働いているのか。チェック機能が甘いように思われました。そこで、5つにまとめて調査することをお願いいたしました。

まず1つ目。物品の支出内容で、作業従事者に実際物品が渡っているのか。

2つ目は、加守土地改良区、大字加守、加守地域保全向上委員会の団体が行う事業の内容が明確になっておるのか。

3つ目は、実績書の答弁で、1期目は、領収書、現場作業写真、作業日誌等の書類が、督促しても役所に届かない。2期目から、少しいろんな書類が届くようになったと答弁がありました。この交付金事業は、国が2分の1、県・市4分の1を負担する事業で、地元団体には100%の交付金事業であります。この事業に対する認識が欠けているのではないのか。

4つ目は、添付してある領収書に住所、代表者の氏名がない、収入印紙が貼っていない、領収書が何枚もある。

5つ目。国の会計検査がクリアできているのか等をお尋ねいたしました。松山前副市長の答弁では、担当課で交付金の取扱い、領収書の内容、妥当性も含め、場合によっては、国、県庁といった関係機関とも、意見をいただきながら確認調査を指示いたしますと答弁いただきました。その結果、どういうふうな調査をされたのかお伺いいたします。

西川議長 早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

まず、市議より指摘のありました調査結果を、令和元年7月10日にまとめて報告いたしております。その内容についてのご質問であったかと思っておりますので、答弁させていただきます。

まず、市で保管している報告書類等の再調査をし、書類の取扱いや妥当性の確認をしております。再調査の過程で、改めて、単価、数量など確認する内容を確認し、活動組織に向けて聞き取りを実施いたしました。

まず1点目の、市議経営の店舗で購入した物品の数量や領収書の件でございますが、物品の購入先といたしましては、商店であるため問題はございませんが、購入物品に対する領収書の取扱いがずさんでありました。店舗の経営体系自体に問題があり、普段から帳簿に記載することなく、メモなどを使用し、出入金の確認が明確ではございませんでした。

次に、活動組織の総会が開かれていなかった件でございますが、これは平成24年の規約改

正以降、総会を年1回以上開催することとなっておりますが、総会を開催されず、規約改正があったことを活動組織内で情報共有されず、役員会における収支報告のみとなっております。これを担当者が報告書作成時に規約どおり活動しているものとして、確認につきましては聞き取りのみで行ってまいりました。

次に、交付金残金の地元自治会への寄付の有無の件でございますが、130万円を地元自治会への寄付されたことにつきまして、返金があったものの、寄付を行ったことは事実でございます。この農地・水保全管理支払交付金につきましては、交付時期が10月以降であったため、それまでの農繁期前の準備に必要な費用につきましては、自治会、土地改良区からの借入れを行っていただくように指導しており、交付金が入金された段階で、借入先の自治会、土地改良区へ返金していただければ問題はございませんでした。また、少額の物品購入時の個人の立替えなどにつきましては、領収書等、必要な書類を作成していれば問題はなく、自ら立て替え、出入金の管理、整理を決算時期にまとめて行うなど煩雑であったことで、戻入れと勘違いして、自治会に金を渡しております。事実が分かった段階でも、出入金の確認を後回しにしてまいりました。

次に、役員報酬や車両借入れの件でございますが、組織で単価が設定されており、それに基づいて支払いがなされてまいりました。

次に、土地改良区への寄付の件でございますが、寄付行為があった疑いがあると確認しております。これは、当時の土地改良区の会計、活動組織代表からは明確な寄付行為は確認はできておりません。自治会への寄付理由と相似していると思われませんが、そうでなければ、要因としましては、同じく出納簿等の管理、整理が煩雑であったことが理由であると思われませんが、定かではございません。今後の対応といたしまして、構成員への説明を行い、総会を開催して、合意形成を図るよう調整を進めたいと考えております。

以上でございます。

西川議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午後1時41分

再 開 午後1時43分

西川議長 それでは、会議を再開いたします。

岡本君。

岡本議員 ただいま部長から答弁いただきました。令和元年1月7日、調査を完了したということでございまして、この調査につきましては、第1期目の平成19年度から平成23年度までは調査対象外、第2期目、平成24年度から平成28年度までの5年間について調査をし、前任の担当者、あるいは加守地域保全向上委員会代表者より内容を確認したと、こういう答弁であったと思います。答弁の内容につきましては、ショップふたかみで購入した物品、数量、領収書については、地元商店になるため問題はない。物品に対する領収書の取扱いが問題である。帳簿に記載されていないメモなどで出入金の確認がされている状態であった。加守地域保全向上委員会の総会が開かれていなかった。平成24年第2期以降は、規約改正により、毎年1回以上開催することになっておるのが、開かれていない。担当者が報告書作成時に、規約ど

おり活動されているものと確認し、聞き取りのみを行っていた。大字加守自治会への寄付金について、130万円、大字加守自治会への寄付については、寄付した事実はあると。既に個人に返還済みである。役員報酬や車両借入れの件につきましては、交付金活動について保管された書類上は整合性が取れていると。それから、加守土地改良区への100万円の寄付の件、加守土地改良区に寄付行為があった疑いがあることが確認できた。今後の対応として、今後、構成員への説明を行い、総会を開催し、合意形成を図るよう調整を進めたい考えである、こういう答弁内容でありました。そこで、物品購入について、情報公開で得た資料に基づき、詳細に主なものを確認してまいります。

まず、物品購入についてであります。さきに述べましたように、今回報告書では、平成24年度から平成28年度までの5年間しか調査されていないということですので、5年分の確認を行いました。今回、5か年間の主な購入先は、ナカハラ建材約90万円、ショップふたかみ約90万円が主な支出先であります。

まず、草刈り機の替え刃、平成24年8月3日から平成28年7月22日まで、7回にわたって支出をされております。総額59万7,516円。草刈り機の刃1枚、1,500円として計算した場合、398枚購入したことになります。また、タオル、手袋、合わせて、平成24年8月5日から平成28年6月28日まで、7回にわたって支出をされております。総額30万5,699円。長靴、平成27年7月27日と同年11月4日、2回支出されておりました。6万7,020円、15足というふうに書いております。さらにペットボトル、お茶、平成24年5月30日から平成29年2月2日まで19回支出されております。総額にして42万7,820円。1本150円と計算しますと、2,852本購入したことになります。

次に、軽四輪トラックの使用料でございます。平成24年8月5日、同年10月21日、1回当たり5台。平成26年3月28日、19台。平成28年3月7日、36台。平成29年3月29日、18台。平成24年、2回、台数は未定です。平成25年なし。平成26年、1回。平成27年、1回。平成28年、1回。5年間で83台分借りたことになっております。領収書の受取人、加守地域保全向上委員会となっております。

次に、役員手当。平成26年3月28日、13人。平成28年3月7日、16人。平成29年3月25日、16人。計45人分が支出されて、1人7,500円の計算をされて、トータル33万7,500円であります。平成24年、平成26年度の役員手当、領収書がない。役員手当は毎年支出されるのではないのかというふうに思いますし、この役員手当、制度上は問題ないというふうに思っております。役員の数も決まっておるとのことだと思っておりますけれども、13人、16人というふうな支出の仕方になっております。また、葛城市内、19か大字、11協議会の団体があるわけですが、役員手当の支給されてる団体、何団体あるのか。領収書の受取人は、これも加守地域保全向上委員会というふうになっております。

次に、作業日当。平成29年3月29日、10人分、同じ日付で20人分、1人5,000円、15万円の支出。この領収書も、受取人が加守地域保全向上委員会。

次に、設計委託。平成27年3月30日、9万6,120円。平成28年3月31日、9万6,120円と同額の委託料であります。支払先は奈良県土地改良事業団体連合会。工事請負費、平成27年3

月30日、64万5,840円。平成28年3月31日、64万8,000円。工事請負費、同額に近い金額であります。領収書は市内業者ということでございまして、いずれに問題がないのかというふうに思います。それから、草刈り機の使用料、平成28年11月4日、12万円。領収書、加守地域保全向上委員会。草刈り機を借りるのはええですけども、誰が使用されるのか。通常の支払いの仕方、機械代は幾ら、賃金は幾ら、合計して、機械持ち人夫賃として個人に支払う、これは通常であります。いずれにせよ、軽四輪のトラック、役員手当、作業日当、草刈りの使用料などが、加守地域保全向上委員会から加守地域保全向上委員会に支払いされている。これは、個人に支払うのが妥当ではないかというふうに思います。

行政担当としては、適法と認識をしておられるのか、おられないのか。加守地域保全向上委員会に対し5年間支払われた交付額、平成24年から平成28年の5か年間で、農地維持費276万6,000円、資源向上活動事業共同化、77万9,000円、長寿命化、308万6,000円、合計662万7,000円が交付されております。物品等につきましては、以上が主な内容であるわけですけども、賃金の支払い、個人支払いが一つもない。加守地域保全向上委員会が行う事業全て、共同作業で農道、水路等の維持をされてる。通常、年何回かは、人を雇い入れる必要があるはずである。お茶、タオル、手袋、草刈り機の替え刃の購入の多いのは、参加記念品的なもので配布しておるのではないのか。また、本当の組合員に渡っておるのか。行政の担当者として、報告書提出時にこういう指導はされなかったのか。参考までに言うておきますと、加守の世帯数は370戸程度、農家戸数にしまして100戸以内と思われま。

以上を言いましたけども、これに対する答弁をお願いいたします。

西川議長 何を答弁するの。

岡本議員 今言うてるやつ、答弁してもうたらええねん。

西川議長 何かぎょうさん言わはったけど、支出が適法かどうかということか。

早田産業観光部長。

早田産業観光部長 産業観光部の早田でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

調査結果の詳細についてでございますが、草刈り機の替え刃の枚数や、タオルや軍手の枚数や単価についてや、委託の費用についてでございますが、購入物品の数量については、活動実施日にその都度分を購入するのではなく、まとめて購入されておると聞いております。数量については、活動記録にある参加人数から見て妥当であると思われま。

次に、設計委託につきましては、この事業の奈良県での事務局である土地改良事業団体連合会におきまして、1組織1件当たりの上限額を決めており、上限を超えるような委託の場合などに同額になることがございます。

次に、工事につきましては、設計積算が出た段階で交付金の対象予算と比較し、2か年で施工をすることとし、現場といたしまして、2回に分けての施工が可能であったため、2年同額での請負契約となっております。上記内容を再調査によって確認をし、報告を行いました。それ以外に、架空の業者とされる業者の領収書についてどうかとのことですが、領収書としては、住所の記載がなく、収入印紙が貼られていないなどの問題はございますが、購入先名、購入品目、金額が確認できているので、報告書類上は不適切とは言えず、

また、聞き取りにおいて、その業者が架空であるかどうかの判断はできません。よって、支払交付金活動につきましては、保管された書類上は整合性が取れていると思われまます。また、議員ご質問がありました、役員報酬の件でございますが、規約を定められまして、平岡、梅室、木戸の3大字が役員報酬を支払われております。

以上でございます。

西川議長 岡本君。

岡本議員 今、答弁をいただきました。草刈り機の替え刃の枚数とか、タオル、手袋の枚数とか単価については、購入物品、数量は、活動実施日にその都度購入するのではなく、まとめて購入しておると、こういう回答でありました。また、設計の件でありますけども、1組織の上限額を決めてるということで同額になることもある。工事は2か年で分割して施工することもあるので、同額に近い金額もある、こういうことですね。

領収書の件ですけども、住所がない、収入印紙が貼っていない等は問題であるが、購入先、購入品目、金額が確認できているため、報告書類上は不適正ではないと、こういう話でした。聞き取りにおいて、業者が架空であるかどうかの判断はできません。交付金の活動について、保管された書類は問題ないと、こういう答弁をされております。しかし、どの団体でも、先ほども言いましたように、年に1回ないし2回は団体の組合員が出て、環境美化の事業としての作業はいたします。しかし、この農地・水保全管理支払交付金事業の趣旨からして、農業従事者の高齢化、担い手の不足が生じておる。これは全国的に広がっておるわけございまして、全国的に、農地、農道、水路の維持管理に支障を来しておる。これを放置できないということから、この交付金事業を利用して、従前どおり維持管理をする目的で事業が実施された。維持管理につきましては、特定の者に出てもらって作業を行う。これが1つの趣旨やというふうに私は思っております。この事業を実施することによって、水路の補修、農道の補修が行われておりまして、大字内も、本当に便利やということで喜んでおられますし、環境美化ということで、大字内の水路、農道も本当にきれいになったということで、非常に皆、喜ばれておるといふふうに思います。

役員手当、19か大字、11協議ある中で、今までは、加守、木戸の2か大字、それから平岡、梅室の2協議会が支給をされてる。一部団体にしか支給されてない。大半は支給していないのが現状やと。これは正当性ということで、問題はないというふうに思います。

軽四輪のトラック使用料とか、役員手当、作業日当、草刈り機の使用料等の支払先、領収書発行元が、加守地域保全向上委員会の発行元であるということについての答弁はされてなかったということでございます。

領収書の問題につきましては、領収書に住所もない、責任者の名前もない。問題がないと。通常の領収書として通用する。収入印紙につきましては、私も税務署に確認をいたしました。収入印紙は貼らなくても通りますと。しかし、税務申告の際に調査した段階で、印紙税法違反としての処理はします、こういう回答もいただいております。領収書の中に、1期目にウエダ商店、ハセガワ商工、住所、氏名、印紙が貼っていない領収書があります。今回2期目の事業の中に、ナカハラ建材、大阪市日本橋、責任者の名前がない。この3社、大字加守の

有志の人たちが、インターネットを調べたり、現地に出向いて調査した。3社とも実態がないというふうに判断をされております。これも付け加えておきます。行政として今後どういうふうな取扱いをされるのか、見ていきたいというふうに思っております。

次に、交付金の問題。平成25年度に大字加守区、130万円、加守土地改良区に100万円の寄付の件ですが、役所の調査では、寄付したことは事実である。代表者の聞き取りでは、個人が立て替えたから返金してもらった。行政として、もし、剰余金が発生したとするならば、まず市と協議をして、繰越し措置の指導をすべきではなかったのかということも指摘をしておきます。さらに、平成30年5月にも加守土地改良区に7万円寄付し、後日返還されております。また、大字加守区に7万円寄付の申出があった。受け取られていない。こういうことも聞いております。なぜこういう寄付金の話が出るのか。帳簿等の整理がされていないのか。加守地域保全向上委員会は、責任者1人で全て整理されておるのか。どこの団体でも、正副役員、会計、会計監査等の役づけされている人が皆おられる。役員がきちっと仕事をすれば、このような問題は起きなかったのではないのかというふうに思われます。また、寄付金の合計額244万円は、今現在どう処理されておるのか。役所よりの指導は、交付金が各団体、協議会に振り込まれる時期、大体毎年8月から10月ぐらいまでであって、それまでに資金が必要となれば、各大字の会計より借用して対応するよう、平成19年当初から、役所の方から指導されておりました。私の大字は、毎年、区の会計から借用し、市より振り込んだ後は、早い時期に返還をされております。

今回の農林課の調査報告書を見ますと、担当した職員の聞き取り調査では、報告書の作成に当たっては、非常に苦慮された実態が伺えます。特に第1期目事業、平成19年、最初の年は、領収書も証拠写真等、何回催促しても出てこない。代表者の聞き取りで報告を作成したということも証言をされております。代表者が葛城市議会議員であることもあって、担当者も詳細な内容が確認できなかったように思われます。

西川議長 岡本君、質問をするなら質問してよ。何を言いたいのか。調査結果をごたごた言うてもしやあないやん。何を質問したんや。

岡本議員 いやいや、違うがな。それを回答してくれたらええねん。できへんのやったら、しゃあないがな。

県の監査も受けておられると思いますけども、今後、再度、監査があるのかどうか、私、知りません。会計検査院が検査するのか、私、分かりません。いずれにしても、国、県の対応がどうなるか、注視するしかないというふうに私は思われます。答弁できへんものについては、それはしゃあない。私の一方的なことになるかもわかりませんが、そこで最後ですけども、市長にお伺いしていきます。地元有志の方に伺いますと、3年前に、葛城市阿古市長、松山前副市長に対して、加守の実態を報告に来られて、葛城市としていろんな面で対応したいというふうに説明され、結果的には、行政としては、地元有志の方々に対して何ら対応できなかった。そこで、加守の有志の方々が、葛城市、奈良県に対して住民監査請求書が提出されました。双方とも令和元年6月に却下をされました。そこで、大字加守の有志の方々が、弁護士を通じて住民訴訟を起こされ、現在に至っておる経緯があると聞き及んで

おります。加守の有志の方々は、加守の問題も大事でありますけども、葛城市の行政としての職員の資質も含めて改善願うために立ち上がられたと私は思っております。今後、葛城市として、道の駅の事業の不祥事、いろいろと奈良県との関係改善が必要だというふうに思われます。また、改善しないと、奈良県内39市町村ある中で、葛城市に対して目を向けてもらえないのではないのかという心配もいたします。そこで、阿古市長として、奈良県との、今後、信頼関係改善に向けての取組、今後、葛城市としての組織並びに職員に対する意識改革等についてどのような取組をされるのか、市長の考え方をお聞きいたします。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 葛城市の地域活性を生かし、より住みよいまちづくりをするためには、県や国など他機関との連携が必要であると認識をしております。今後におきましても、職員研修を行うなど職員の資質の向上を図り、私を含め、職員一同、職務に対し誠実に取り組むことで、県や国との信頼関係を強固なものとしていきたいと考えております。

西川議長 岡本君。

岡本議員 市長の方から、県との連携、あるいは信頼関係を強固にしていくと、こういう答弁をしていただき、本当にありがとうございました。

最後になりますけども、私の愚痴として聞いてほしいと思いますが、この報告書、私、情報公開で得られたわけですけども、私が知る前に、民間の方が先に情報公開されたということも聞いております。私も、松山前副市長の方から、調査しますということで、報告はすると約束してませんと、こういうことをおっしゃっていただきました。そうかもわからんけども、先にある程度報告願えたら、一番私はありがたかったかなというふうに思いますので、今後は、ちょっとした配慮ですけども、そういう配慮もしていただきたいというふうに思います。よろしく願いしておきます。

あと、2番目の政治倫理の関係につきましては、一応、取下げをさせていただきますので、これで私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

西川議長 これで岡本吉司君の発言を終結いたします。

次に、1番、杉本訓規君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

1番、杉本訓規君。

杉本議員 皆様、改めましてこんにちは。議長のお許しを得ましたので、1番、日本維新の会、杉本訓規より一般質問をさせていただきます。市民の皆様の声をしっかり市政に届けたいと思っております。私からは今回1点、子育て支援について質問させていただきます。

これより先は質問席にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

西川議長 杉本君。

杉本議員 それでは、よろしくお願いいたします。前回同様、子育て支援という大きな範囲ですけども、私が思う子育て支援というものについて、またご質問させていただきます。前回も同じことを言いましたが、阿古市政2期目、しっかり今まで以上に若い世代の声に伝えていただきたいと思っておりますので、いろいろお聞かせ願いたいと思っております。

先日の市長の施政方針でもおっしゃってました、住みよさランキング、葛城市は全国で31

位、近畿地区では第2位と高い評価をされています。近隣の方々にいろんな話を聞いても、葛城市はいいイメージがあるというのは、間違いなく僕の耳にも入っております。だから、逆に言うと、若い世代の方々、特に、これから、父になるなら、母になるなら、どこで子どもを産もうかと考えてる方々がすごく注目されているまちだと思っているので、若い世代の方々に葛城市に来ていただいて、がっかりされないように、しっかりと僕は質問させていただきます。

現在、葛城市の人口、微増、減ってはないということなんですけども、将来は下がっていくであろうという、それは全国的にそうなんですけども、若い世代の方々に来ていただいて、これも何回も言ってるんですけども、子育てしやすいまちですよと大々的にみんなが言うのに、保育所へ入れません。こんなん、ほんま言えないわけなんですよね。僕、ずっと平成30年3月調べましたら、一番最初に認定こども園について僕、質問させてもうてて、それからずっと言うてて、幼児教育無償化になります。そのときからずっと言うてて、保育ニーズ上がりますとずっと言い続けてるんですけども、ずっと言い続けてもしつこいだけなのかもわからないですけども、また待機児童について、まずはお聞かせ願いたいと思います。前回と数字変わってると思いますので、まずは保育所、幼稚園、申込み状況、先日の川村議員と質問が重複するかもわからないですけど、ご了承をお願いします。まずは申込み状況、よろしくをお願いします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 こども未来創造部の井上でございます。よろしくお願いいたします。

令和3年度の保育所の申込み状況でございます。現時点での申込み状況を申し上げます。公立保育所3園につきましては、磐城第1保育所、120人、磐城第2保育所、295人、當麻第1保育所、88人となっております。

次に、市内私立保育園の申込み状況でございます。華表保育園、236人、浄正院保育園、188人、はじかみ保育園、117人となっております。

以上でございます。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。よろしくお願いいたします。

市内5幼稚園の令和3年度入園申込み人数につきましては、全園児数につきましては、3月3日現在で、3歳児が102人の入園申込みがありまして、全園児数は5園で355人となっております。前年に比べまして22人の減となっております。そのうち3歳児の入園申込みが、新庄幼稚園で3人減、新庄北幼稚園で4人減、磐城幼稚園で1名の減、當麻幼稚園で6名の減という、減人数の主な内容となっております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。先日もおっしゃったみたいに、待機児童というのは保育所のことであって、幼稚園は定員割れしてるということなんです。幼児教育無償化になる前から僕ずっと言うてて、保育ニーズは上がりますよというふうに何回も言うてたんですけども、それ

は何でかといったら、若い世代の方々が、高くて保育所入れやんところと思った人が、入れてもいいかなと思うと、単純なことだと思うんですけども、先日の川村議員の一般質問でもありましたけど、今、0歳、2歳の待機が多いんです。でも、僕、前から言ってたのは、3歳から5歳の無償化は絶対ニーズが上がるから、そこ力入れていったら、0歳、2歳に回らなくなっていったという、これは僕の勝手なイメージです。僕はそう思ってるんです。3歳から5歳、無償化になったら人数が増えていくから、保育士がそこにいっぱい要って、0歳、2歳に対応できなくなったんじゃないのかと、僕は前から言ってるんですけども、その辺の数値を調べてもらってるので、まずは0歳、2歳からいきましょうか。0歳から2歳までの申込み状況の推移を調べてもらってると思うので、よろしくをお願いします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 0歳から2歳児の申込み状況、申込み児童数の推移でございます。平成30年度、351人、平成31年度、377人、令和2年度、414人、令和3年度、414人。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そうしたら、続きまして3歳から5歳です。幼児教育無償化の年をはっきりと言っていたいて、人数をお願いします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 3歳から5歳の推移を申し上げます。無償化をされましたのは、令和元年10月からでございます。ですので、平成31年というところで申し上げるんですが、そちらの影響につきましては、令和2年ということになるかと思いますが、よろしくお願ひいたします。まず、3歳から5歳の平成30年度、590人、平成31年度、590人、令和2年度、620人、令和3年度、670人。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 今のは、単純な数で言ったら、0歳、2歳は、上がってるのは50人ぐらいですか。でも、3歳から5歳は、幼児教育無償化後では約80人ぐらい上がってる。それはそうなんだと僕は思います。待機児童の数をお願いします。現在分かっている範囲。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 令和3年度の待機児童の数でございます。待機児童数は38人の予定でございます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。そしたら、今現在、どれぐらい受け入れているのか。待機児童の数は何回も出てるんですけど、今、分けてお答え願ひたいんですけども、0歳から2歳児、3歳から5歳児、過去から言ってもらいましょうか。どれだけ受け入れているのかというのを調べてもらってると思うんですけど、お聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 そうでしたら、平成30年から令和3年までの保育所の入所児童数の推移を申し上げます。0歳から2歳児を申し上げます。平成30年度、344人、平成31年度、372人、令和2年度、365人、令和3年度、376人。

杉本議員 3歳から5歳。

井上こども未来創造部長 引き続き、3歳から5歳児を申し上げます。平成30年度、589人、平成31年度、590人、令和2年度、620人、令和3年度、670人。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ちゃんと一生懸命受け入れられてるんですけど、数としては、3歳から5歳が無償化後上がって行って、受入れもしていると、そういうことなんですね。それが、僕、前から言っている、対策はそこなんじゃないのということなんです。それは今さら言ってもしょうがないんでいいんですけども、施設の問題もありますけども、待機児童対策には、保育士、これも何回も言ってますけども、重要な問題と思います。今現在の待機児童38人を解消、ゼロにするには、保育士何人ぐらい不足してるんでしょうか、お聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 待機の原因は、保育士の確保ができないことによるものでございまして、待機となる38人全ての方を受け入れるとなりますと、解消を図るには、おおむね15人の保育士が必要となります。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 葛城市として、前もこれ、お聞きしたんですけど、潜在保育士等再就職支援・登録事業というのをされてると思うんです。先日の市長の方針に載ってたんですけども、これ、前から聞いていい話だなと思うんですけど、その後、効果、実績とか出てたら教えていただきたいです。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 保育士の不足を解消するために様々な取組を行っておりまして、そのうちの1つが、今年度から実施をしております潜在保育士等再就職支援・登録事業でございます。コロナの影響によりまして、今年度につきましては年度の後半に実施をいたしましたが、7人の応募がございまして、保育人材として登録をさせていただいたところでございます。また、そのうちの6人の方が保育の現場での体験実習に参加されまして、現在のところ、そのうちのお2人の方が、新年度から葛城市で保育士として働きたいとのお申込みをいただいているところでございます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 これはまた後日でもいいんですけども、6人の方が体験されて、4人の方は、逆に言うたら、断られてるということですよ。何でなのか今度聞きたいので、また調べておいてください。そして、今年は小規模保育が云々、かんぬんと、最近よく聞くんですけども、どうでしょ

うか。法的整備もだいぶ進んできて、小規模保育というのはしっかり考えていかなあかん、取り入れていかなあかんと思うんですけども、そのメリット、デメリット、現段階で思われているのはどんなところにあるでしょうか、お聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 小規模保育所の考え方のメリット、デメリットについて、お問い合わせでございます。平成27年4月1日から、子ども・子育て支援新制度が施行され、認定こども園、幼稚園、保育所の3つの施設類型のほかに、0歳から2歳児の保育の受皿として、地域型保育事業が新たに公的給付の対象とされました。小規模保育所は地域型保育事業の1つで、待機児童解消のための施設でもあります。小規模保育所のメリットにつきましては、受入れ対象が0歳から2歳児で、認可定員は6人から19人となっています。現在、葛城市で待機が出ている年齢は、全て0歳から2歳児でございますので、小規模保育所はとても有効な手だての1つであると言えます。

次に、デメリットのお問い合わせでございます。小規模保育所は2歳児までの受入れ施設でございますので、卒園後の3歳から通う受入れ施設が必要となります。国が示す設備及び運営に関する基準におきましても、連携施設の確保が義務づけられておりますので、連携施設が確保できるのかが課題となるところでございます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。小規模保育のメリットを生かせれば、簡単な話、38人の待機児童をゼロにするには、最大で2つあればいいという話です。ただ、3歳以上になったら受入れ施設が必要だと。これが怖いという話ですよ。びびっているという話、分かりました。そして、これは、これからなので、しっかり慎重に進めていただきたいんですけども、次に、ざっくりした質問になるかもわからないんですけど、僕も、この保育所施設というものに関しては、民営化はいかなものですかと、これも前から言ってると思うんですけども、2つ聞くんですけど、民営化とか、例えば分園化とか、そういう考えはないんですか。その辺の見解をお願いします。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 民営化につきましては、保育士の確保を民間事業者で行っていただきますので、保育士の確保の問題が解消できます。また、民間による施設整備の場合、国の補助がありますので、財政面でも市の負担は軽減されるメリットがあります。また、分園につきましても、新たに園を設置する場合に比べて手続が簡易であるなど、待機児童解消のための施策の1つだと考えております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 民営化も、分園についても、待機児童対策としては有効だと。そしたら、その辺の考えも取り入れていっていただけるということですね。そしたら、例えば民営化といっても、民営の方々から声がなかったら何の話にもならないので、民間の方からこういったお声は今現在

あるんですか。お問合せというか。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 数件のお問合せをいただいているところでございます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そしたら、そういう可能性がさらに今広がったということですね。ありがとうございます。

次に、これも前から何回も言ってるんですけども、當麻第1、磐城第1の保育所です。今後、今の話でもあったら、民営化など、分園化とか、いろんな方向が広がっていくと思うんですけども、今現在、今後、どういったお考えであの2つの施設を考えているのか、お考えをお聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 當麻第1保育所と磐城第1保育所の保育所の今後についてのお問いでございます。両保育所とも耐震診断を終えており、耐震のための何らかの改修が必要となっております。今後につきましては、施設改修も含め、どのような形で進めるのか、現在検討しているところでございます。民間による改修も1つの手段ではないかと考えますので、引き続き最良の方法を検討してまいります。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 最良の方法を検討していくということですね。ありがとうございます。そしたら、これも何回も言ってるんですけども、認定こども園についての考えです。僕もこれが、平成30年3月に一番最初言ってから、もう何年も言ってるんですけども、保育所がいっぱいで、不足のときカバーするであるとか、先ほども、小規模保育は3歳からの受入れを考えなければならないというデメリットがあるという話があったんですけど、そういうときのために、例えば公立幼稚園、認定こども園化しておいたらというのは、これは前々から何回も言ってるんですけども、そろそろ真剣に考えて、そろそろ真剣に答えを出していただきたいんですけども、昨日の話をお聞きしたら、公立の幼稚園を認定こども園化という話なんですけども、先日の話聞いてて、補助金等の話もあったんですけども、そこまで壁が高いのではないのかなと僕は考えてるんですけども、いかがでしょうか。

西川議長 井上部長。

井上こども未来創造部長 認定こども園につきましては、教育を提供する幼稚園機能と、保育を提供する保育所機能が融合しておりまして、子育て世代の教育・保育ニーズを満たす施設であると考えます。仮に、今ある公立幼稚園を認定こども園化するとすれば、施設面においては、定員いっぱい保育所をカバーする形で、定員に余裕のある幼稚園で子どもを預かることで待機児童の解消につなげていくことができると考えられます。また、小規模保育所等の卒園後の受皿施設として連携することも可能となります。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 それはいいことばかりですね。ありがとうございます。そしたら、今回新しくできる待機児童対策室についてお聞かせ願いたいと思います。今まで僕は、一般質問なり、いろんなところで待機児童対策、認定こども園、しつこく質問してきまして、待機児童対策室を設置していただいたのは、僕が言い続けたのがちょっとでも効果があったのかなと僕はうれしく今感じておるんですけども、そこで、待機児童対策室、どのような人材で構成されるのか。待機児童をこれから、先ほども申しましたけども、認定こども園とか、大きく視野を取り入れていくには、教育との連携、今まで以上に、これ、前もお聞きしましたけど、あると考えてます。教育と保育の連携のために、人員構成、どのようにお考えか、これは副市長ですか。

西川議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 待機児童解消に向けて集中的に取り組むため、組織機構の見直しを行い、来年度から新たに、仮称ではございますが、待機児童解消対策室を設置させていただきます。お問いの人員等の規模については、現在まだ調整中ではございますが、今後可能な限り早急に待機児童が解消できるよう、こども未来創造部と教育委員会で密に連携を取りながら、様々な方策について取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 僕も今、いろいろ提案とか、どんな方法があるかというのを言わせていただいたので、それも全部検討していただけると。せっかくなので副市長にお聞きしたいんですけども、副市長が就任される前から、僕、この問題はずっと一般質問させていただいて、小規模保育とか、待機児童対策室とか、少しずつ前進していると、私は現在受け止めております。でも、待機児童対策室ができて、効果がなければ意味ないんです、僕は。副市長、ずばり、待機児童対策室の効果、どのような目標設定、増えたらまずいと僕は思ってるんですけども、そのために皆さん一生懸命やってくれるのは分かるんですけども、商売でも勉強でも、目標がなかったら達成できないんです。大人の僕たちが、子どもたちに目標を持ちなさいと言ってるんだから、大人の僕たちも目標を持ちましょうということなので、どうでしょうか。副市長、目標をどれぐらい、ゼロを目指すんでしょうけども、頑張ります以外でお願いします。

西川議長 溝尾副市長。

溝尾副市長 もちろん待機児童ゼロ、解消を目指したいと思っております。せっかく待機児童解消対策室を、仮称でございますが、設置させていただきますので、検討にとどまらず、結果が出せるように、また、募集などを考えますと、来年度の早いうちにはある程度決めないといけないと思っておりますので、その方向で取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。若い副市長が来られて、一生懸命待機児童を考えておられるというのは分かりました。効果を期待しての質問でありました。ありがとうございます。今おっしゃったみたいに、コロナの中で、働きたい方、これ、また僕の予想なんですけども、厳しい財政になっていたときに、働きたい若いお母さん、多分もっと出てくると思うので、多分

また3歳から5歳あたりも増えるのではないかと僕は予想してるんですけども、その辺は待機児童対策室、プロの方々にお任せしますので、できるだけ頑張ってください。よろしくお願いします。

待機児童については以上にさせていただいて、次は、これも前から僕も言ってるんですけども、子どもたちを守るために、声なき声をどのように集めるのか。いじめとか虐待とか、そういうのをどういった方法で集めるのかというのをお聞かせ願いたいと思います。文部科学省は、毎年、児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査というのを行っております。2020年10月22日に発表された2019年度の調査結果は、いじめの認知件数は61万2,496件となり、5年連続で過去最多を更新いたしました。5年前の2014年度は18万8,072件だったんですけども、42万4,424件も増えた計算となります。中でも小学校の増加は著しく、この5年間で約4倍となりました。一方、少子高齢化によって児童の数は年々減り続けております。8月に文部科学省が公表した2020年度の学校基本調査の報告によると、小学校及び中学校の児童・生徒数は過去最少となり、とりわけ小学校は31年連続で減少しております。簡単に言うと、いじめの件数は上がってるんですけども、子どもは少なくなっている。反比例の構造になってるんです。僕、いじめをずっと言ってるんですけども、そこで、現在の葛城市です。小・中学校、いじめ、どのぐらいの数を認知されてるのか調べてもらってると思いますが、よろしく願いいたします。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 教育部長の吉井でございます。ただいまの質問にお答えさせていただきたいと思っております。

令和2年度のいじめの発生状況につきましては、小・中学校合わせまして59件となっております。その原因につきましては、からかいや冷やかしの事案ということで伺っております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そしたら、その59件について、どのように対策されてるのかお聞かせください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問に対しましてお答えさせていただきます。

学校園の対策でございますが、教員が情報共有をし、見守りを行う、また児童・生徒への個別指導、また保護者との連絡を密にしております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。いじめ対策、虐待とも、そういう声なき声の集め方というのはテーマなんですけども、例えば今59件とおっしゃったんですけど、これ60件じゃないのという、61件じゃないのという考えが僕の考えなんですけども、それをどうやって集めていくのか。前回は、答弁で2回アンケートしてますとお聞きしたんですけども、年2回って、半年に1回ということですか。アンケートの次の日からいじめられたら、6か月間いじめられるわけ

ですから、多い方がいいに決まってるんです。もっと細かく聞かな駄目なんです。6か月間もいじめられてたら駄目に決まってるので、これも極端に考えてほしいんですけども、今年、いろんところで皆さんから、LINE等とか、ホームページ等と使っていくのかなというのは聞くんですけども、匿名性の高い声を聞くためにLINEというのはすごい活用できると僕は思うんです。専用のLINEを、いじめ虐待、ポスターとかチラシとか、専門の何かがあれば、そこに皆、集中して専門のところに集まるというふうになると僕は思うんです。こういう声を拾い上げていくと、いじめに走る原因を取り除くヒントにもなると思うんです。いじめのことを何でも言ってくださいという専用のLINEを作ればいいだけの話なので、これ、そこまでお金かからないと思うんです。僕は、それを作って、気軽に集めるのがいいんじゃないですか。いじめによる悲惨な事件、定期的にあるじゃないですか。それ、葛城市で起こったら絶対駄目なので、こういった僕の意見あるんですけども、前は研究しますという答弁をいただいたんですけども、その後どうでしょうか。誰か答えてください。

西川議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

いじめの問題につきまして、数字的には、今、部長が言ったとおりなんですけれども、最終的に59件になってますけれども、調査した段階では、すごい数、何百、1,000件近い数になると思います。というのは、小学校1年生から、これは市独自でやって、中学校等は県の調査なんですけれども、それをやったときに、小学校1年生ぐらいでしたら、例えば登校のときに後ろのお兄ちゃんがちょっと押したとか、お兄ちゃんが先走ったとか、これもいじめなんです。だから、この調査をしたときに、各担任の方で実際にもう一遍聞き直して、本当にこれがいじめ事案なのかというようなことを十分取り上げてやっている。最終的にこの59件。この59件の中で、本当に深刻な事案は今1件ありまして、それは、いじめ対策委員会等をこしらえて当たっているところなんです。今、議員の方から、LINE等でしっかり意見を吸い上げたらいいじゃないかという、これ、前、内野議員からもその提案をいただいて、様々教育委員会でも考えたんですけども、まずは人手が今いません。それと、例えば専門の人がいたとしても、そこへ情報が集まっても、また実際に学校へ戻してもらわないと解決していきませんよね。ですから、今、現場の方が考えてるのは、学校の担任等が、保護者とか本人、まずは当然本人です。本人や友達や保護者の方からもっと意見がいただけるような環境づくり、それとか観察、そちらの方に力を入れていこうということによって、LINEとか、それから、ほかの電話とか、そういうふうなことについては、現在は考えるところへ行っていないというのが実情でございます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そうなんでしょうけど、僕、千何件あってというのは、言い方は悪いですけど、軽いのが重いのもであるというお話だと思うんですけども、僕は、重い子、いじめがあるところは、そんな大っぴらに出てこないと思ってるから、僕は、これは個人的な考えですけど、ほんまに探せるのやったら、今の方法でいいと思います。でも、せめてアンケートは年4回ぐらい

やってほしいです。今の僕の理論で言うと。それも考えておいてください。いじめに関して
はまた聞きますので、僕は、匿名性の高い、これ、いじめだけではなくて、僕、虐待とかで
もDVとかでもLINE使えらると思ってますから、人材がおらんというのはあんまり分から
ないですけども、こういう意味でも、パソコン、スマホ等で匿名性の高い声を拾える方法、
また創意工夫して考えていただきたいと思ってます。報道でも、先日虐待もありました。起
こってからでは遅いので、今のうちから、子どもたちを守れるようにしっかりお願いしてお
きます。

とりあえず、これに関しては以上で、次は、ひとり親家庭の支援についてお聞きしたいと
思います。先ほど申し上げましたけども、子どもたちの人口は増えております。しかしなが
ら、統計、全国的には少子化になると言われております。その中で、葛城市に来ていただく
施策も大事ですけども、若い世代の方々に、安心して結婚して、子育てしていただくため
のことをいろいろ僕は考えてるんです。しかしながら、ひとり親家庭の数も年々増えていく
のも現実だと思います。ひとり親家庭の皆さんは、全員がそうではないかと思うんです
けど、子育てしているのは経済的にも大変だと私はお聞きしております。その中でしっ
かり子育て、ひとり親家庭の方を守るためにも、いろんなことを聞かせていただきたい
と思います。まずは、葛城市のひとり親家庭の数を調べていただいていると思うので、
お聞かせください。

西川議長 井上こども未来創造部長。

井上こども未来創造部長 数でございます。450世帯と把握しております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。結婚して離婚されて普通はひとり親になると思うんです
けども、ちゃんと離婚して、調停調書や公正証書など公的な取決めもされても、これ、
いろいろ調べてきたんですけども、厚生労働省が平成28年度に行った全国ひとり親世帯等
調査結果報告によると、母子家庭は、全国的なことなんですけども、約123万1,600世帯、
父子家庭は18万7,000世帯、離婚した世帯のうちに、養育費受け取りの取決めを行って
いる母子家庭は42.9%、父子家庭は20.8%で、実際に支払いを受けている、養育費
を受けているのは24.3%、父子家庭は3.2%。だから、母子家庭でいったら25%
を切ってるんです。これは法的整備もないわけで。前回、僕、明石市が、明石市
養育費立替パイロット事業というのを提案させていただいたんですけども、奈良市も
今年度、どんなのか分からないんですけども、養育費確保支援というのを事業費に
計上されてるみたいです。まだどんなのか僕は分からないんですけども、その中
で、先ほど言った明石市の養育費立替パイロット事業、これ、前回提案させて
いただいて、その後研究していくという答弁いただいたんですけども、その研究結
果、お願いします。

西川議長 井上部長。

井上こども未来創造部長 明石市の取組について、葛城市でもできるのかという
お問い合わせであったと思います。ご紹介いただきました明石市は、ひとり親家庭
の養育費支援としまして、子どもが養育費を確実に受け取れるように、養育費の
取決めを、調停証書や公正証書などの公的な書

類として作成することを支援する養育費取り決めサポート事業や、養育費立替パイロット事業など、今までに独自の支援策を実施されております。そのうち、養育費取り決めサポート事業につきましては、手続の仕方のアドバイスをしたり、取決めに係る費用、収入印紙代や手数料などを全額補助する事業につきましては、継続実施されておられます。しかしながら、養育費立替パイロット事業につきましては、法的に検討を要するところもあり、現時点では、事業は実施されていないとお伺いしております。

奈良県では、奈良県奈良市が実施主体として開設した母子家庭等就業・自立支援センター、奈良スマイルセンターによりまして、ひとり親家庭の子育て支援を行っております。葛城市におきましても、當麻庁舎の市民相談室におきまして毎月1回、第2金曜日の10時から16時まで、相談員が無料出張相談を行っております。ただし、ここ2年間におきまして、葛城市民からの養育費に関する相談はなかったとのことでございます。しかしながら、コロナの状況下におきまして、ひとり親家庭の生活は大変厳しくなっていることから、市民ニーズや他市の状況につきまして、引き続き注視をしてみたいと思っております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 これ、業者に依頼して養育費を回収していただいて、市に返していただくという仕組みだと思うんです。だから、ひとり親の家庭を守るにはすごくいいなと思って、別にそこまで、多分うまいこといけば、市にお金かかるわけではないと思うので、これ、今回、何で僕、質問したかという、前回の質問のときに、僕、市長の意見を聞いてないんです、これ。何か結婚の話に転がっちゃって、これの意見を聞いてなかったの、聞いたかったの、市長、この事業どうでしょうか。ひとり親家庭支援、よろしく願います。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 突然の質問でございますけども、答えさせていただきたいと存じます。

前回、明石市の例を取り上げていただきました。それで、行政内部で調べました。それで、明石市の事業としては、部長が説明しましたように、まず、養育費の取り決めサポート事業というのをされている。そちらの方は、証書代ですとか、公文書の作成代を、多分行政が負担されてるような状況だと思います。それから養育費の立替パイロット事業の方は、実際にお金を立て替えてということなんですけど、こちらの方はどうもうまいかなかったみたいで、何件かされたみたいなんですけども、そのままなくなってしまった事業でございます。それで葛城市におきまして、よく似た事業ができないのかということ調べたわけなんですけども、今現在、言いましたように、奈良県スマイルセンターにより、出張で実は相談を毎月やってるんです。ですから、相談事業としてはやっているというのが実情でございます。奈良市は人口規模も多いですから、独自でやられるみたいなんですけども、そちらの方はまだ事業内容は確定してないような形なんです。最低限相談事業をやられるみたいなんですけども、それ以上のことをされるのかどうか分からないというような状況です。非常に全国的にシングルマザー、シングルファーザーが増えてきている。そのことによって、特にコロナという問題があった。ここに更にいろんな問題が付け加わってくる。これは経済的な問題もありま

すし、精神的な問題もあると思います。総合的に対応していく必要があるのではないかと、特に考えております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 ありがとうございます。おっしゃるとおり、コロナで、年末にもありましたけど、ひとり親支援というのも考えていただいていると思うんですけども、更にここから悪化していくような気も僕はするので、経済的なひとり親支援、もうちょっと詳しく調べていただいたらと思います。

次に、学校施設についてお聞かせ願いたいと思います。現在コロナの影響で、様々な施設、冬とかやったら、どこへ行っても寒かったんですけど、換気のために窓を開けてるんですよね。空気清浄機、換気扇も併用されてると思うんですけども、特に小学校、中学校、学童です。前回、僕、どこかでお聞きしたと思うんですけども、空気清浄機は、換気扇とか窓を開けてやなあんまり意味なくて、ただ、換気扇、全部の学校については前聞いてないんですけども、例年よりコロナの影響で窓を開ける回数増えてると思うんです。これからは、今はあれとしても、暖かくなっていったときに、授業中に蜂とか蚊とかカメムシとか入ってきたら、授業の妨げにもなりますし、危険な蜂もいるわけじゃないですか。そこについてどういう対応をされてるのかお聞きしたいと思います。それでは、現在、小・中学校、学童、窓の換気はどれぐらいの頻度で行われてるのかお聞かせください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

学校の窓の開閉についてでございますが、教室の天窓ですけれども、教室の対角線上の窓につきまして、学校活動中は常時開放しております。そのほかの窓につきましては、休憩時間に適宜開閉を行い、換気扇を併用しながら十分な換気に努めております。また、各教室には、先ほどおっしゃられてます空気清浄機を設置しておりますして、感染症予防対策を徹底しております。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 今おっしゃるみたいに、ずっと開けっ放しの窓もあると、そういうことですね。先ほども言ったみたいに、これから春に向けて暖かくなったら、僕はその問題が出てくると思うんですけども、現在、虫等、対策、どのようにされてるのか。あればお聞かせください。

西川議長 吉井部長。

吉井教育部長 対策といたしましては、網戸を設置するということが一番かなと思うんですけども、網戸の設置におきましては、学校によって立地条件、環境に相違があることから、学校の要望に応じて、網戸の必要な箇所について設置を行っている状況になっております。その中で現在網戸が設置されている教室、保育室というものは、新庄北幼稚園のみということになっております。

以上です。

西川議長 杉本君。

杉本議員 そしたら、網戸ついてないところに網戸を設置する。網戸が一番いいのかなと、僕も単純に思うんですけども、どれぐらいの費用がかかるのか調べてもうてると思うんですけども、どれぐらいかかるのでしょうか。網戸を、ついてないところに全部つけるとしたら、お幾らぐらいかかるのでしょうか。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

学校施設の窓、サッシは、網戸の設置を想定した構造になっていない教室が多くありまして、網戸用レールを後づけ設置することとなります。また、学校の立地する周辺環境も、設置するに於いての条件となります。そこで、網戸1枚当たりの設置費をおよそ1万5,000円と見込んで、各校園の必要枚数からしますと約720万円の費用となります。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 やっぱり結構かかるんですね。網戸が一番いいと思うんですけども、先ほど言った、上の窓やったら、別にレールつけやんでも、網だけをはめたり、例えば、虫も上、何階まで来るか分からないですけど、山手の1階だけにするとか、これは調査してほしいんです。これから、今、多分声上がってないと思うんです。それはそうでしょう。だって春じゃないんだから。春になったときに、カメムシなり蜂なり、窓を開けるのはコロナ対策ですからしょうがないんですけども、虫が入ってきたら、カメムシなんか踏んだら授業にならないんですよ。僕も小学校のとき踏んだことがありますけど、1週間ぐらいあだ名がつきますから、カメムシの場合、臭くて。危険な蜂とか入ってきても、ほんまにそういうことを考えたら、コロナ対策のお金、余ってないのか分からないですけども、こういうところに使っていただきたいです。これから暖かくなって、多分そういう虫とか、今言ったみたいなこと、弊害あると思うんですけども、暖かくなる前に何か対策してほしいんですけど、誰か、何か答えられますか。

西川議長 杉澤教育長。

杉澤教育長 教育長の杉澤でございます。

今、幼・小・中、全てエアコンをつけていただいて、すばらしい環境で今、学校生活を送らせていただいています。私が現場でおった頃は、暑いときに扇風機だけをつけていただいてやってたと。そのときも窓を開けて、当然授業もしてましたけれども、これ、言うたら、今の議員の言葉に逆らうみたいですけど、網戸つけてほしいと思ったことがないもので、今、各現場から網戸をつけてほしいという要求が上がってきておりませんので、今現在は教育委員会も考えていないというような状況でございます。虫とか増えて、もしも、上がってくるようだったら、また教育委員会でも考えさせていただきます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 この話が出たのは、僕、これ、気になったんです。ずっと窓を開けてるのかと思って、聞いて、1人のお母さんから、うちの子が、ずっと窓を開けてて、蚊は1人の子どもに向かう

らしいんです。みんなおつても、血がおいしいのか何か、血液型が分からないんですけども、蚊に刺されて帰ってきやんねんと言って、そうなんと、それやったら虫よけ塗っていったらと言ったら、虫よけなんか、汗かいたら取れるわけで、昼でまた刺されて帰ってくるという声を聞いての質問なんです、これは。だから、教育長が声聞かへんというのは、多分届いてないだけで、僕は聞いてますから。ほんで、カメムシなり、蚊なり、蜂なり入ってきたら、僕は授業にならんとしますので、これぐらいにしておきます。何か熱くなってきたのでやめておきます。何か僕が怒ってるんですか。違いますよ。お願いしておきます。一応僕は言うておきました。

駐車料金について、前、僕、教育長に言って、小学校、中学校の先生は、駐車料金は払ってなくて、幼稚園の先生は駐車料金を払っていただいている、これ、平等じゃないんじゃないですかという質問をさせてもうて、教育長も、そうですねと言ったかどうかは覚えてないですけども、言っていたいてたんですけども、その後どうなったんですか。お聞かせください。

西川議長 吉井教育部長。

吉井教育部長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

学校、幼稚園の職員等が通勤に使用します駐車場の使用料につきましては、県職員と市職員であるかによって徴収の有無があることは、以前の杉本議員の一般質問でご回答しているとおおり、県の所管職員であるか、市の所管職員であるかで決まっておる差異でございます。県の職員である教職員からの使用料徴収が妥当で、可能かどうかでございますが、県との調整の面、法制上の面、徴収する場合の納付に係る事務の面などで検討しておりますが、現在のところ、結論が出ていないところでございます。

以上でございます。

西川議長 杉本君。

杉本議員 これ、前回質問させてもうたのが、令和元年9月みたいです。そこからいろいろやってみて、なかなか厳しいという判断みたいなんですけども、僕、これ、前も言ったと思うんですけども、駐車料金は、全員から取れと言っているわけではなくて、平等にしてくれと言っているわけなんです。別にそこでお金を払ってくれと思わないので、全員から取らへんという方法もあると思うんです。そんな中途半端なことをするんやったらと思って、言って、今回何で質問させてもうたかという、また、これ、次どういう結果になるか、またお聞きします。引き続きお願いしておきます。

今回は、質問は以上です。議員にならせていただいてから、子育て支援、何回も言いますが、住みよいまちづくり、注目されてる葛城市やと思ってます。若い世代の方々に来ていただいて、前住んでたこと違って、公園遊具がかっこ悪いとかいうのもおかしいから、また公園遊具、部長聞きますよ、予算で。お願いしておきます。また、そういうのもしっかり力入れなあかんと思いますので、しっかりと子育て支援、これから特に待機児童は聞いていきますので、よろしく願いいたします。

最後に、教育長をはじめ、葛城市のため、子どもたちのために尽力された方々に心から感

謝いたしまして、一般質問、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

西川議長 これで杉本訓規君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。なお、会議の再開は午後3時10分からお願いします。

休 憩 午後2時55分

再 開 午後3時10分

西川議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

最後に、4番、奥本佳史君の発言を許します。一問一答方式で行われます。

4番、奥本佳史君。

奥本議員 皆様、こんにちは。奥本佳史でございます。議長のお許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、この3月末で休館となります奈良県社会教育センターについての質問です。これまで、他の議員からも、センター閉鎖後の方向性を問う声が上がっておりますけれども、結果的に何ら具体的な動きがないまま期限切れを迎えようとしております。地元からも、閉鎖後の治安悪化等を心配する声が上がっていることもありまして、本日はこの場を使って、現在の社会教育センターの置かれている状況を整理した上で、今後の利活用についての提案を行ってみたいと思います。

なお、これよりは質問席に移って続けますので、よろしく願いいたします。

西川議長 奥本君。

奥本議員 それでは始めさせていただきます。最初に、奈良県社会教育センターというものが、どのような性質のものであるかということを理解しておかないと、話が見えなくなってしまうので、まず、この後の話の展開上で重要なポイントとなる点から確認してまいりたいと思います。大字寺口・中戸地区に隣接する奈良県社会教育センターは、奈良県によって、「県民の自主的な学習活動を促進し、併せて県民の文化的教養の高揚を図り、もって社会教育の振興に資する」という目的を持ちまして、1983年、昭和58年7月に、現在の研修棟が設置されました。そして2年後の1985年、昭和60年には宿泊棟、さらに翌1986年、昭和61年には体育館が併設されて、現在に至っております。施設の中身なんですけれども、研修棟部分、敷地面積8万1,849平方メートル、建物2,576平方メートル。中身として、最大100名収容の大会議室をはじめとする会議室が4つ、それから視聴覚室、音楽室、スタジオ、美術室、工作室、調理室、和室、体育館を擁しております。一方の宿泊棟は、敷地面積4,362平方メートル、建物1,437平方メートル、宿泊室20室、それから、91帖と40帖の2つの大広間と、レストラン、ラウンジ、浴室という構成になっております。全体で見ると非常に大きな施設なんです。開館当初は、県中南和に同様の施設がなかったことから、利用は活発だったと聞いております。ところが、2007年、平成19年に、田原本町に奈良県立教育研究所というのがあるんですけども、こちらに業務を移管しまして、その後は貸館機能だけが残ることとなり、同年から指定管理者制度が導入されて、現在に至っております。

なお、現在、県の関連部署として入っている研修棟に入居する団体は、奈良県PTA協議会、奈良県高等学校PTA協議会、奈良県子ども会連合会の3団体のみとなっております。

以上のように、社会教育センターを語る上では、まず、1番、敷地と建物は奈良県の所有であるという点。2番目、用途地域が市街化調整区域であるという点。3番目、広大な施設ゆえに、財政面を無視して話を進めることができないという、この3点が、非常に大きな前提条件となっているということを繰り返しておく必要があります。葛城市の中にあるにも関わらず、県の施設であるために、市側の意向だけでは検討が進まないという事情があるにせよ、3月末の休館が決まったことについても、葛城市からは何らのアナウンスがなかったということに対して、今後の動向を心配する市民の声や、複数の議員からの質問が出ることは当然のことでもありました。参考までに、これまでの議会からの質問と葛城市のやり取りを紹介してみます。

まず、平成29年12月議会、岡本議員からの、県災害対策本部が機能しなくなった際の第二災害対策本部としての活用提案。これについては、当時の総務部長が、誘致の考えはないと答弁されました。

続きまして、少し飛んで令和2年3月議会、1年前ですけども、これは私がPark-PFIという制度を用いた活用方法を提案させてもらっております。また、川村議員から、今後どうするのかという問いに対しまして、当時の副市長が、県としては、教育目的としてはもう使わない。また、増田議員からの、庁舎としての活用提案という話もございまして、それについては、検討の時間軸が合わなかったという、同じく副市長の答弁がございました。そして昨年、令和2年の12月議会では、梨本議員の、今後どうなっていくのかという質問に対しまして、内部では検討を進めているが、まだ発表するには至っていないという副市長のご答弁があり、県施設の将来を考えることの難しさが分かります。本日この場で、県が所有する施設について、葛城市の一介の市議会議員が葛城市に質問しても、県との調整を踏まえない中でのご答弁は非常に難しいと分かっております。ただ、これまでの対応を続けた結果として今に至る、具体的な活用方法が何一つ示されなかった、それで時間切れになったということは事実でありますので、誰かがアクションを起こさないと、この中途半端な状況を打開できないと考えますので、この一般質問から何らかの方向性を変えるきっかけになることを願っております。

以上のように、前置きが長くなったんですけども、これらを踏まえた上で質問に入りたいと思います。まず、県社会教育センターの休館決定についてですけども、この決定はある日突然に下されたものではなく、奈良県側からは、葛城市に対して幾度となく話があったのではないかと思います。これまでの葛城市としては、どのような対応を行い、県とどういった話合いの経緯があったのかを教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 企画部長の吉川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

社会教育センターに関するこれまでの経緯についてでございますが、令和元年5月に、社会教育センターについての対応を検討するため、市内部でプロジェクトチームを設置し、社会教育センター閉館後の利活用について、市としての今後の取り組むべき方向性について話合いを行ってまいりました。社会教育センターは県の教育施設でございまして、その所管と

しては、県教育委員会部局である人権・地域教育課が窓口課となります。また、これまで県が指定管理を行ってきた点からは、県総務部のファシリティマネジメント室が所管となります。さらには、社会教育センターの利活用について、葛城市が県の協力を得てまちづくりを実現するために、まちづくり連携協定を結ぶ手法もあるわけですが、その協議については、県地域デザイン推進局まちづくり連携推進課の所管となります。また、都市計画法の関係では、高田土木事務所が相談窓口となります。

以上のように、県と協議を行う場合は、多岐にわたり相談を行っていく必要がございます。これまで関係課への相談は、少なくとも延べ14回以上行っている状況でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 現在、奈良県の共有財産という位置づけの社会教育センターですけども、県教育委員会の管理下にあることから、今後の利活用の話をする際には、県教育委員会の人権・地域教育課、それから県総務部ファシリティマネジメント室、そして県地域デザイン推進局まちづくり連携推進課、そして最後に、高田土木事務所という4つの窓口への相談が必要で、県資産とは言いながらも、1つの窓口対応では進まない状況にあるということについては理解できました。ここで更にお伺いしますけれども、先ほどこれら4つの窓口に対しまして、延べ14回以上の相談に行かれたとのことですけども、その具体的な相談内容について教えてもらえますでしょうか。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 相談内容でございます。県の関係部署との相談をしているわけですが、まず人権・地域教育課では、社会教育センターの建設当時の計画通知の閲覧であったり、設計図面の閲覧、あるいは境界の分かる地籍図の閲覧等を行っている状況でございます。

次に、ファシリティマネジメント室では、県の資産運用に関する部署でございまして、社会教育センターに係る維持管理等の費用などについての確認等を行っております。

次に、まちづくり連携推進課では、社会教育センターの利活用について、葛城市が県の協力を得てまちづくりを実現するためのまちづくり連携協定を結ぶことについての相談を行っております。

最後に、高田土木事務所では、土地利用の観点から、都市計画法上の制約などについての確認、相談を行っている状況でございます。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 それぞれの4つの部署に対してアプローチしていただいたということは分かったんですけども、社会教育センターができて既に38年、しかも、これが設置されたのが旧新庄町時代のことであるとすると、県の担当者も、そのときの経緯を知る方が少なくなっている状況だと思えます。それらの確認から今は始めるということが必要なかは分からないですけども、閉鎖というのが分かってからの、何でこれだけの時間がかかったのか。なぜ、プロジェクトチームがありながら、その先の利活用の話までたどり着かなかったのかというのが残念に思うわけですけども、このプロジェクトチーム、先ほど、葛城市の方でメンバーを作って対応

してるということでしたけども、このプロジェクトチームについて、誰がメンバーで、どういった活用を行ってこられたのかについても教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 市内部で設置しておりますプロジェクトチームの目的でございますが、これは、奈良県社会教育センターの新たな利活用によって、施設の魅力度向上や地域の活性化につながる施策と、その方向性を検討することとしております。構成メンバーといたしましては、プロジェクトマネージャーが副市長、プロジェクトリーダーが私で企画部長、その事務局は企画政策課としておりまして、参画するものといたしましては、総務部長、管財課長、産業観光部長、農林課長、商工観光課長、都市整備部長、都市計画課長、建設課長の構成としております。プロジェクト会議としてこれまで4回開催しているほか、個別の打合せは多数行ってきているところでございます。また、プロジェクト会議の内容につきましては、県へ相談に行った内容の共有をはじめ、今後、県と協議を行う際にどのような方向で進めるべきか、各部署の専門的な立場からそれぞれ制度面の課題についても洗い出しを行い、今後どのような社会教育センターの利活用策が葛城市にとってよりよいものとなるのかという方向性について議論を行ってきております。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。社会教育センターの利活用を考える上で、葛城市でも関係する部署が数多くあると思います。それらからメンバーを選んで、プロジェクトチームを作られているということですね。それぞれお忙しい方であって、なかなかこれが思うように進まないというのは分かるんですけども、個別に打合せもされたということですが、失礼ながら、プロジェクト会議の開催がたった4回であったということ、その内容が、県との折衝の中の情報の共有化がほとんどだということに対しましては、やっぱり残念に思います。これが民間企業だったらと、たればの話ですけども、プロジェクトチームを結成されたら、それに集中する時間が与えられて、全力投球して、必ず結果を出してくださいというふうになるのが普通なんですけども、それと比べると、業務を抱えながらというのは分かるんですけども、非常に大きな問題が結果的になかなか前へ進んでなかった、やってらっしゃるんですけども、結果的に進んでなかったという点については、非常に残念です。

先ほどお話の中で、場合によっては県の協力を得るためにまちづくり連携協定を結ぶ必要があるとおっしゃってございました。この連携協定とは、互いに連絡を取り合って、継続的、安定的な関係を結んで、政策決定段階から地域課題の解決に関わるという意味であるかと思っておりますけども、民間との包括連携協定を結んで、官民連携事業を行うという意味でよく使われると思うんですけども、今回これの官官バージョンという理解でよろしいのでしょうか。

西川議長 企画部長。

吉川企画部長 県との包括協定の関係でございますが、奈良県では、県と市町村とのまちづくりに関する連携協定という制度を設けられております。この制度は、まちづくりに前向きで、アイデアや熱意のある市町村において、その方向性が県のまちづくりに関する方針と合致するプ

プロジェクトについては、県と市町村で連携協定を締結し、共同でプロジェクトを実施し、奈良県の目指すべきまちづくりの実現を図るものでございます。協定を締結することで得られるメリットといたしましては、県による支援策が受けられることとなり、その支援には、技術支援と財政支援がございます。技術支援は、専門的な内容に関する助言や、人材情報の紹介、事業メニューの紹介などがございます。また、財政支援は、協定の段階や対象により、補助に関する要件が細かく定められておるわけでございますが、ハード面だけでなく、ソフト面も補助の対象とされているところでございます。以上が県と市町村のまちづくりに関する連携協定の主な内容となっております。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 先ほどの梨本議員の一般質問でもありましたけども、県との連携のところを説明いただきました。今の中で、ハード面だけでなく、ソフト面も補助の対象というお話がございました。このソフト面というところでいまいち分かりにくかったので、その辺り、具体的にどういうことなのかというのをご説明をお願いします。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 財政面の中のソフト面の補助の対象とされているものでございますが、これは協定の段階によって異なるわけでございますが、具体的には、基本構想や計画策定のための調査といった、その取組に要する経費などが対象になると聞いているところでございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 要するに、基本構想・計画策定の調査や取組ということ、先ほどこれも梨本議員の質問にありましたけども、コンサルタントを使った、あるいは専門職を活用した際の経費が対象になるということですね。ありがとうございます。

今、国が進める地方創生におきましては、個別の案件の点での整備ではなくて、エリアとしての面の整備が求められておまして、それを実現するためには、県と協議をする連携協定が必要ということだと思います。ここまでが、以上、社会教育センターの現在置かれている現状についての分析ということでお話しさせていただきました。

そしたら次に、今現在、今は市の話でしたけども、葛城市以外の対応状況について確認してまいりたいと思います。まず、地域住民の動向なんですけども、去る2月2日、社会教育センター周辺大字である中戸、寺口、弁之庄、南道穂の4か大字の区長がおいでになられて、葛城市長と市議会議長に向けて、奈良県社会教育センター廃止に伴う四地域からの意見・要望として陳情がございました。その内容ですけども、社会教育センター閉館後の懸念として、1番、ごみ等の不法投棄による環境への影響。2番、不審者の出入りによる防犯上の懸念。3番、環境整備がなされないことによる災害時の被害増大。4番、野生生物による獣害の増大の4つの懸念があって、センター閉館後の利用方針について、速やかにアクションプランを示して欲しいという内容でございました。これについて市側からの具体的な回答はいただけなかったとのことでしたけども、議長は、議会として市の対応を待つのではなく、一刻も早く動く必要があるというお考えでしたので、2月18日、議長と私、そして副市長、企画部

長とで奈良県庁を訪問し、西川県議にも入っていただいた上で、副知事に対しまして、県社会教育センター休止後の問題点と利活用についてのお話をする機会を得ました。そのときの内容なんですけども、これも確認が主です。

まず、県教育委員会は、数年前からセンター閉館について連絡を入れていたと。現在の指定管理を終えることは3年前からの既定路線であって、県議会にも既に報告済みである。閉館後の建物管理については、警備会社への委託と機械による監視を行うが、人の常駐は考えていない。今後の活用は知事部局で進めることになるが、県の方針として、地元での活用要望を聞いて、活用できないようならば売却するという内容でございました。実は、県がこの決定に至る理由の1つとなった資料が見つかりまして、国の方にございました。紹介しますと、これは平成30年3月に総務省地域力創造グループ地域振興室がまとめた、地方公共団体におけるPPP/PFIの円滑な運用に向けた事例研究調査報告書というものです。この資料は市側では把握されてなかったというような感じなんですけども、内容としては、全国の3つの事例を基に調査分析がなされた。その1つが社会教育センターだったということです。中身をかいつまんで紹介いたします。

この調査の目的なんですけども、PPP/PFIの推進を図る上での課題等を調査分析し、その対応策を検討することで、今後の事業実施に役立つ情報を地方公共団体に還元することを目的としております。社会教育センターに関しましては、施設の設置目的に沿った活用を行うという前提で、現在の指定管理制度の分析と新たな管理方式の可能性を探る内容でありました。ところが、複数の民間事業者へのヒアリング結果では、施設の規模が小さくてPFIでの参画が難しい。研修棟を残したままでの黒字化は難しく、研修棟を解体して、宿泊棟を拡大して、定期借地方式なら検討の余地がある。ホテル単体での事業採算性は厳しい。宿泊室の施設設備の内容不足の改善といった声が上がっておりまして、これを踏まえた報告書の分析結果として5つ示されております。1つ、施設の焦点を絞ったコンセプトに基づいた施設機能の整理が必要。2番目、さっきの1番目に基づいた施設の改築・修繕が必要。3番、RO、つまり独立採算型での運用が困難で、混合型の必要性がある。4番目、未利用施設の活用が必要である。5番目、複数施設・複数業務をパッケージ化した事業が望ましいという結論に至っております。こういったことで、県のひとつ、閉鎖するということにつながったのかもわかりませんが、実はその一方で、南阪奈道路開通の地域性を生かした周辺府県からのリピーターの呼び込み、閑静で自然が身近にある環境の活用といった地域の魅力向上アイデアや事業の在り方についての可能性が示唆されております。要するに、現在の社会教育センターの施設のままで利活用は難しいが、あの地域の魅力を生かした、エリアとしての活用には可能性があるという含みを持たせているわけです。この社会教育センターの具体的な利活用の提案は、後ほどまた行いますけども、話を戻します。

まずは、地元4か大字から要望ございました、地元の不安を取り除くことが急務であると思いましたので、この利活用のアイデアが具現化するまでの間、センターが無人となり、人の出入りがなくなることを避けるにはどうすればよいか。そう考えて浮かんだのが、センター閉館後の4月以降、新型コロナウイルスワクチンの接種会場に使うという案でした。偶然

にも、時を同じくして、国が国有休眠施設を接種会場に転用するというニュースが流れたこともありまして、県副知事を訪問した際に、私から提案させていただいたところ、検討するというご回答をいただきました。その後、この接種会場に使うという提案について、県から何かの連絡等ございますでしょうか。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 コロナウイルスのワクチン接種会場の件でございますが、現在、県で今後実施される医療従事者等を対象とした新型コロナウイルスワクチンの接種会場として、社会教育センターを利用する方向で調整中であるというふうに聞いております。その後も、市の新型コロナウイルスのワクチン接種会場の1つとして活用させていただけないかとの打診を行っている状況でございます。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。取りあえず県としては、医療従事者等を対象としたワクチン接種会場として利用する方向で調整中ということで、人の出入りの確保と無人化は、一旦避けられそうという感じですね。その後も、葛城市のワクチン接種会場として利用したいと打診していただいているということで、引き続きの働きかけをお願いしたいと思います。

ワクチン接種会場になるという前提なんですけども、なったとして、会場を利用することに関連しまして1つお聞きしたいと思います。現在、市内の公共バスの環状線ルートなんですけども、社会教育センター前というバス停が設置されております。もしも、4月以降、このバス停が残るのであれば、昨日、内野議員からも質問ございましたけども、ワクチン接種会場への移動手段の1つにもなり得ると思うんですけども、4月以降の社会教育センター前バス停の取扱いについて教えてください。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 現在、市で運行しております公共バスのルートについてでございますが、ただいまのワクチン接種会場の件もございますので、現時点では、ルートを変更することなく運行する予定にしております。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 4月以降もバス停は存続して、バスの出入りも確保されるということで、安心いたしました。これも接種の期間だけでなく、せめてバスだけでも動くものが入るといって、いろんな治安的な、警備とかの面等を含めて、少しでも人の目が行き届くような感じになればいいかなと思っております。

そしたら、続きまして、地元の大字要望にもございましたけども、社会教育センター周辺の環境、特に草刈りをはじめとする植栽管理についてです。これについてお伺いいたします。先般、副知事のお話では、引き続き奈良県が施設管理の責任を負うということでした。その後、2月26日に公告された、県による、令和3年度奈良県社会教育センター維持管理業務委託の仕様書というのがございます。この中に業務内容として6項目記載してありました。1

つ、自家用電気工作物の保守点検業務。2つ、受水槽及び高架水槽の清掃業務。3つ、防虫・防そ業務。4つ、消防設備保守点検業務。5つ、防火設備保守点検業務。6つ目、敷地巡回業務、この6項目の記載しかなかったんです。懸案でありました植栽管理の業務委託というのは、ここには入っておりませんでしたけども、これについて県が今後どのように対応されるかについて何かお聞きになっているのでしょうか。

西川議長 企画部長。

吉川企画部長 ただいまの件につきまして県に確認いたしましたところ、植栽管理につきましても、引き続き、令和3年度予算にその経費を計上しているとの回答を得ているところでございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 植栽管理についても、県は、閉館になってもしっかりと対応してくださるということで、ひとまず地元の不安も解消されるということで、安心いたしました。ということで、当座の社会教育センターへの人の出入りを確保できる、コロナ接種会場としての活用案なんですけども、引き続き、県の医療従事者、また市での利用という形をお願いされているということなんですけども、場合によっては、葛城市だけではなく、周辺自治体と共同利用するという接種会場の提案もありかなというふうに考えます。これ、今、県南部の方で共同接種会場を準備していたり、山を越えた大阪の方では、4つの市町村が共同接種会場を確保する、そういうニュースも流れております。周辺の市町村と、もし、この辺を一緒に使えるというのであれば、葛城市だけが提案を頑張るのではなくて、周辺の市町村が一緒に使えるということで、県も動きやすいのではないかと。そういうことも、共同化という1つの流れもありますので、そういった複数提案も踏まえて、少しでも長くこのセンターを、取りあえずは人の出入りを確保できるように頑張っていたいただけたらとお願いしておきます。

それでは、まず、今の懸案事項のところの最後なんですけども、社会教育センターの利活用を阻んでいる大きな問題、市街化調整区域の問題について触れておきたいと思います。最初に申し上げたように、あの一带の用途地域は市街化調整区域となっております。ご存じのように、市街化調整区域というのは、市街化地域が市街化を推進する区域であるのに対しまして、市街化を抑制する地域を指します。市街化調整区域では都市計画を定めないことが原則で、都市基盤やインフラ整備も積極的に実施されず、開発行為を伴わない建築も、例外を除いて、制限される地域でございます。これまで社会教育センターの利活用については、市街化調整区域である点がネックとなっております。しかし、立ち止まって考えたとき、今現在、あの施設、市街化調整区域の中に建てられてるんです。これは当時、何らかの手法があったのか、法的に何か建てられる要件があったのかは分かりませんが、現状、市街化調整区域にある建物を、もし、仮に、葛城市、県が利活用を考える、あるいは考えられなくなって県が売却に至るとしても、市街化調整区域であるという制約がのしかかってきて、その後の利活用がやっぱり見えてこないんですよ。

また、1つの流れというのを紹介しておきます。2016年12月、国土交通省が、開発許可制度の市街化調整区域における運用弾力化を目的とした開発許可制度運用指針の一部改正を行

いました。これは、空き家などを地域資源と捉えて、用途変更の許可が得やすくなったことでもあって、この仕組みを使えないものかなとって、いろいろ調べたんですけども、実は対象が主に民間の古民家等の住宅であって、行政保有施設に適用できるかどうかというのは分かりませんでした。企画政策課の方で調べていただいたんですけども、奈良県では、現時点では、この法改正を審査基準に反映しないということが分かりましたので、使えないということは分かったんですけども、ただ、この1つの流れが重要になります。今現在、日本が人口減少局面に向かう中で、市街化調整区域の中での空き家等の増加要因が高まっております。今後、その辺を、開発あるいは転用するという流れが実際起こりつつあるわけです。奈良県がどうなるかは分かりませんが、もしかすると、その辺の情報を注視していれば、何らかの解決の糸口が見つかるかもしれないので、その辺り、今後注意して見極めておいていただきたいと思います。

それから、今後、県と社会教育センターの利活用の話を進める上で重要なポイントなんですけども、さっきの国の報告書にもありましたように、あの地域、南阪奈道路、道の駅かつらぎがございます。また、周辺には近々企業も移転すると、そういう形で非常に今後にぎわいが高まってくるということが十分考えられる場所でございます。この辺の要因を考慮して何らかの提案を行うということは、プロジェクトチームで話し合われたとか、そういう何か動きはあったのでしょうか。

西川議長 吉川企画部長。

吉川企画部長 これまでプロジェクトチームで検討してきた内容でございますけども、奈良県社会教育センターは、ただいま申されましたように、南阪奈道路の葛城インターチェンジでございましたり、近くに道の駅かつらぎがあるということ、それから、酒造会社が移転するということから、エリアとしてのにぎわいの場として活用できないかということで、民間の宿泊施設の誘致や、アウトドア関連の民間企業の誘致について、あくまで内部の案の1つとして可能性を検討してまいってきたところでございます。しかしながら、社会教育センターのある場所は、ただいま申されましたように、都市計画法上の市街化調整区域でございまして、具体的な利活用の検討を行う際には、制限が大きい場所であるということとともに、社会教育センターの施設の設置目的が教育施設であるという点でございまして、市が所有しておらない施設である点など、利活用を検討する上での調査研究を行うにも障害が多く、なかなか厳しい状況でございます。さらに、今年度はコロナ禍の影響によりまして、民間企業の誘致は、例年にも増して厳しい状況でございます。これまで内部においても何度も協議を重ね、市の施設として活用できないか、どのような業種の民間企業が来るのが葛城市にとっていいのかなど、議論を重ねてまいったところでございます。また、葛城市として、先ほど申し上げましたように、県の様々な課や民間企業に相談に行かせていただき、貴重な意見やアドバイスをいただいているところでございます。このように様々な形で検討したところではございますが、具体的に社会教育センターのエリアをどのように活用してまちづくりができるのか、具体的な方向はまだ決まっていないという状況でございます。

以上でございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 プロジェクトチームとしていろんな意見が出た中で、具体的に企業にも話を持っていかれてるということで、ただ、いろんな制約があまりにも多く、がんじがらめになってる状況をどこから突破していけばいいかというのが、今一番の問題なんですけども、そういったことを含めて、難しいからといって動かんかったら何も意味がありませんので、そうしましたら、今度、その次として、ここからは、社会教育センターの具体的な利活用の提案という、そちらの方にいらしていただきたいと思います。

まず、今回の提案、あまり細かいことを言ってもしょうがないんですけど、大きく3つだけ提案させていただきます。まず、提案の1つ目、これは、12月23日なんですけども、内閣府地方創生推進室から発表されました、令和2年度補正予算（第3号）の地方創生テレワーク交付金、これを活用した研修棟活用提案でございます。これは、コロナ禍における企業活動の継続や、BCP、企業存続の事業継続計画の策定によって、ICTを活用したりリモートワークが普及したことに加えまして、労働者の価値観も、二地域居住、働く場所と住む場所が違ふとか、あるいは地方移住といった、ライフスタイルに合わせた働き方が可能になってきております。そういった社会背景を背負って、この流れに呼応して、国は地方創生テレワーク交付金を設けまして、サテライトオフィスの整備、運営や、地方への新たな人の流れを創出する地方公共団体の取組への支援を決定しております。これは12月23日の話です。この制度を使いまして、社会教育センターをテレワークの拠点として整備する提案となります。

具体的な内容なんですけども、幾つかに分かれるんですけど、補助率4分の3の高水準タイプを例に挙げます。これは、県外からの企業3社以上の進出、それに伴う市内の移住定住者が、3社で3.7人以上という条件があるんです。条件はこれなんですけども、それに対して、オフィスの整備と運営事業に対して9,000万円の交付、また、進出企業1社当たり最大100万円の進出支援金が助成されるという内容でございます。イメージとしては、よく取り上げてますけども、地方創生で有名になっております徳島県神山町、IT関連会社がよく行っているところ。地域の空き家を会社にして企業活動をされてると、そういった感じになりますので、この移住者に対しては、山麓地域の公民館の空き家などの利活用も考えられるということです。これも一口で言うと企業誘致なんですけども、従来の市が進めてきた企業誘致と異なる点なんですけども、従来の企業誘致というと、工業用地、大規模なやつを用意して、生産設備の必要な製造メーカーを誘致するという、それをターゲットにするという点でした。ただ、今回の政府が進めようとしているのは、20人未満のIT系の企業やベンチャー企業が対象となっており、企業によっては、移転に伴う費用負担が非常に小さい点が特徴でございます。また、従来の大きな工場誘致の施策については、同様施策を行う自治体間での誘致の綱引きが起こるという点で、なかなか誘致を実現というハードルが高いという特徴がございます。ただ、こういった特徴あるIT企業や、将来性のあるベンチャー企業へのアプローチ方法については、ここでは詳しく述べませんが、従来のやり方とは違う多くのやり方がありまして、新しい企業を探せる可能性は非常に高いことを紹介しておきます。

社会教育センターをリモートワークの拠点として整備するためには、何をしないといけないか。通信回線の整備が必要なんですけども、基本的に、あの施設には会議室やスタジオなど、企業のサテライトオフィスという需要を十分に満たす設備がもう既に整ってるんです。ですから、一から作らなくて済むし、リフォームをあまりしなくてもいい、必要最小限で済むというメリットがございます。また現在、コロナ禍におけるテレワークが一般的になったこともありまして、家庭におけるリモートワークの要求が非常に増えてきております。あの場所を個人向けのレンタルリモートワーク空間として活用することも、一つ面白いかもしれませんということ。

実は、テレワークを行うIT企業誘致なんですけども、葛城市は既にやってるんです。実績があるんです。いまだに総務省の方に載ってますけども、2016年オープンした株式会社ママスクエア、こちらは施設内に託児スペースを有して、子育て中の若いお母さん方に、都市部で受注した高単価のリモートワークを提供するものです。当時は、この所管が子育て福祉課となっておりましたが、現在は葛城市の手を離れているということなんですけども、実は、私、3年前にこちらの方を見に行かせていただいた際には、1つ困ったことがあるねんと。何ですかと聞いたら、駐車場がないんですよ。前に2台だけとめるスペースはあるんですけども、小さい子連れでそこに通うとすると、自転車では国道沿いで危ないので、車で行きたい。ところが、とめる場所がないので働けないんですという方が複数いらっしゃいました。そういったところの問題というのを、もし、仮に、社会教育センターを活用できるんやったら、駐車スペースが十分に確保できるという、そういう強みもありますので、そういった託児スペースありのテレワーク施設という、非常に特徴ある施設というの、もしかしたら、可能性があるのではないかと思います。

続きまして、活用提案の2つ目なんですけども、これはもともとは教育施設という性格上、それを生かして教育関係の活用を考えられないかということで、動いてらっしゃるかもしれませんけども、大学や高校、あるいはそれ以外の教育機関のサテライトキャンパスにする案であるとか、セミナーハウス、大きな学校であれば、奈良県であれば、山間部の方にセミナーハウスというのを持っているんですけども、そういうところを、維持管理の費用が難しい、非常に厳しくなってるということで閉鎖されつつありますけども、セミナーハウスとしての利用は、ニーズはあるんです。そういったところをレンタルで貸すという設定も、もしかしたら、見えてくるかもしれません。また、これも国の動向で、中高年の職業再就職支援というところがメインになるんですけども、リカレント、学び直しというのが、今、そこに対しての個人への補助金というのが非常に優遇されております。そういうリカレント教育の場ということで、今、これは都市部の大きなターミナル前のビルの一室でやってることが多いんですけども、こういった地方の環境のいい場所でも、それが今、増えてきておりますので、こういったニーズに対しても、もしかすると、何らかの活用方法が見てくるのではないかと思います。これが2つ目。

そして、活用提案の3つ目。これは1年前の一般質問で提案させていただいてるんですが、もう一度繰り返します。Park-PFIという手法を使った利活用です。Park-PFI

Iとは何かというと、2017年6月の都市緑地法等の一部を改正する法律で示された制度で、似た言葉に、公共施設等の設計や建築、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うPPP、官民連携事業、もう一つ、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図る民間資金等活用事業、PFIと呼ばれます。というのがありますが、このPark-PFIというのは、そういった2つの概念とは全く違っていて、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法を指しております。このPark-PFIの事業スキームですけども、まず、公園管理者として示す指針に基づいて、これは行政です。民間事業者が計画を提出して、それに選定された後、基本協定が締結されます。そして、選定された民間事業者は、特定公園施設というのを一体整備できる。ここが従前と大きく異なる点で、従前の場合、民間事業者の場合が、公共部分の特定施設は公的資金での整備が義務づけられておりました。つまり、市が負担しないとイケない。それに対してPark-PFIは、民間が一体整備することが可能という違いがございます。要するに、行政はお金出さなくていいんです。そこで生まれた利益を民間が充当することが認められております。つまり、公共施設部分までもひっくるめた、その土地全体の利活用を民間の方で認めますと。その代わり、民間の資金負担をしてください。そういうことです。民間は自分のところで採算が取れるのであれば、そこで利活用を含めた計画を出す。

さらにこの特徴的なところが、従来の制度では、指定管理の委託が最長10年でした。ところが、このPark-PFIは最長20年、しかも、更新を保障するという制度もございまして、さらに建蔽率の特例や占有物件の特例というのがございまして、民間事業者が長期の経営計画を立てやすいということが特徴としてあります。この制度を利用すると何ができるか。敷地内、公園内、ホテルや図書館、カフェ、美術館、そういったいろんな用途の建物を組み込むことが可能ということでございます。この辺りでは、前も紹介した天王寺公園、梅小路公園、そういった非常に大きな形になるんですけども、そういう事例がございまして。小さな事例としては、実は、去年段階ではなかったんですが、その後、奈良市が、市内の1つの小さな公園を基に、このPark-PFIを使った事業をやりました。また、一応全国的にそういう事例が増えてきておりますので、また1回調べてみてください。

以上、この3つの提案なんですけども、前提条件が、先ほど申しました、エリアのにぎわいなんです。エリアのにぎわい、つまり、これを創出できる理由というのが、昨日、増田議員の質問にもございました、関係人口、交流人口がキーワードになってくるんですけども、これも昨年紹介しましたが、実は、計る指標というのがございます。内閣府のまち・ひと・しごと創生本部が、2017年に、人材組織の育成及び関係人口に関する検討会で、観光交流人口増大の経済効果という調査報告をしております。その中で、複雑な計算式なんですけども、交流人口が増えたらどれくらい経済波及効果があるかという計算式がございまして。単純に申しましたら、普通の日本の定住人口、普通に住んでる方が、1年間の年間消費額、大体1人125万円相当使うそうなんですけども、これをベースとして、旅行者が、日帰り国内旅行に限定するんですけども、日帰り国内旅行の場合、大体1人当たり、これは平均して、1万5,000円の消費を一応してると。外国人旅行者というデータ、今はこれは置いておきま

す。これに当てはめたとき、あの道の駅のエリアはどうなるかということです。

道の駅かつらぎに当てはめる場合、入場者数のデータが必要になるんです。これも聞いてみたんですが、去年も聞いたんですけども、実は、正確な入場者数は分からないんです。ただ、予測はできます。何かというと、お買物された、レジを通過した購買人数のデータというのがございまして、この数値が1つ目安になります。それによりますと、営業データを得られるようになってからの話なんですけども、平成29年度のレジ通過利用者、年間48万8,000人、平成30年度は年間48万7,000人、平成31年、50万9,000人。コロナの前半は下回ったらしいんですけど、また、年度末に盛り返して、大体同じような決算値になるのではないかというふうにおっしゃってました。これを一応基準として、そしたら、推測の来場者数はどれくらいですかというふうに聞いたんですけども、あくまでも、ほぼ直感的なところですけどという前置きはあるんですが、これの約2.5倍ぐらいの人が道の駅かつらぎを訪れてる。具体的に数字に直しますと、平成29年度の利用者、年間122万人、平成30年度、年間121万7,000人、平成31年、127万2,000人。大体安定しております。ただ、この利用者というのは近隣の定住人口を含みます。ですから、それをまず今除きます。仮に来場者数の半分を、半分ということもないんですけども、多めに見繕って半분을定住人口と考えて、その残りを交流人口であると仮定した場合の経済効果を先ほどの計算式に当てはめたらどうなるか。これ、実は、この3年間の平均値でやったんですけど、びっくりしました。年間92億円の経済波及効果が発生する、そういう結果が出ました。それだけのポテンシャル、あの地域、あのエリアにあるわけなんです。これ、活用しないと非常にもったいないです。

社会教育センターの位置づけというのが、今現状、独立して、道の駅かつらぎ、あるいは今後進出してくる企業とも連携が取れないんですけど、その辺もうまく連携を取りながら、エリアでの開発、あるいはにぎわい事業というのを考えていくべきかなと。そうするべきです。その辺りについて、またいろんな案が出てくるかと思しますので、また私の方からも提案もしていきたいと思っておりますけども、そういったことを踏まえて、今後あのエリアというのは、非常に葛城市にとって、まちづくり戦略上に非常に重要なポイントである。そういったことを踏まえて、施設の利活用を、県とうまく協働しながら、その辺の、提案したら県は一応話聞いてくれるということですので、その辺りを含めて、本当に葛城市、市議会もそうです。県も含めて、ワンチームで取り組んでいかないと解決は難しいと思います。今、取りあえず、当座はコロナの接種会場としてつながりましたけども、その先のことを、早く動かないと、また同じような不安が地元大字の方にも生まれますので、やはりその辺り、真剣に考えていっていただきたいと思っております。

長々しゃべりました。あと最後、これは市長にお伺いしたいんですけども、県の施設に対して市長にお伺いするというのは、なかなか答えづらい形かなと思っておりますけども、社会教育センターに限らず、今、私が申し上げたように、道の駅を含むあの辺のエリアのポテンシャルについて、それを利活用したまちづくりの何かイメージ、ビジョンをお持ちなのかということについて、最後お伺いしたいと思っております。何かそういうことをお持ちであれば、教えてください。

西川議長 阿古市長。

阿古市長 社会教育センターは、県が所有する施設である中で、これまで事務方と県と相談しながら、利活用を検討してきたところでございます。また、私自身も知事に対して相談させていただいております。ある程度実現性のある、葛城市にとって有効な利活用策が見えた段階で、私としても、県との連携協定に向けた協議をする必要があると考えておるところでございます。葛城インター付近のエリアを、奈良県の中南和観光の玄関口としての広域的な連携で、にぎわいのあるまちづくりの拠点として有効な場所であるということは、議員と同じく考えておるところでございます。引き続き具体的な実現策に向けて、県の関係部署とも協議を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

西川議長 奥本君。

奥本議員 ありがとうございます。なかなか具体的な案がまだ決まってない状況で、難しいご答弁だったと思います。実は、県は、生駒市の中町、第二阪奈道路の出口のところに、同じような道の駅を使った集客施設を、どうも計画されてるような感じでございます。既に葛城市はそれがあるんですよね。今後、コロナが落ち着いて、インバウンドの需要が改善してくると、ますますもって客層が増えてくると思います。以前、市長もおっしゃってたように、関空から非常に近いです。今は中断してますけども、中国からの国際交流の修学旅行生、教育委員会のご協力で、私、誘致したことございました。あれ、実は、葛城市にはまだまだ数千人規模しか来てませんでしたけども、県内のほかの地域に、うちでさばけなくて割り振ったところがございます。全部で10万人ぐらいの需要がある形になっておりまして、試しにあそこでお昼食べてということで、あそこを使わせてもらったこともございました。そういう形でルートに組み込めば、まず、そういった形のお客さんの、あそこでの経済効果というのが上がってくるわけですから、そういうルートもいろいろ提案ございます。そのルート以外にも、中国の方の、私、台湾の方の国際交流事業の基金のいろんな活動もしてるんですけど、そっちの方での日本への修学旅行の要望というのが出てきております。事実、奈良の県立高校でも、台湾の方へ修学旅行へ行ってらっしゃることがあるんですけども、そういった形の方は必ず関空から入ってこられます。そのお客さんというか、修学旅行生を奈良に呼び込むというのは、1つ、これ、非常に立地的に我々強いところにありますので、そういったことも踏まえて、今後、葛城市の方にご協力をお願いしていくと思いますので、そういったことも踏まえた上で、今後このエリアについて、社会教育センターもそうですけども、あの場所を欠落させない形で活用できるように、プロジェクトメンバーの方々、頑張ってくださいと思います。我々、市議会の方も、それぞれ皆さん、いろんなお考えをお持ちで、協力したいというふうに考えてらっしゃいますので、本当にこれは葛城市だけの問題ではなくて、市議会も含めて、市民も含めて、いろんな提案を、また出てくると思いますので、ぜひとも前向きに対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

西川議長 これで奥本佳史君の発言を終結いたします。

これで一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了をいたしました。

次の本会議は3月25日午前10時から再開いたしますので、午前9時30分にご参集を願います。

なお、明日10日から19日までの間、各常任委員会、予算特別委員会がそれぞれ開催されますので、よろしく願いをいたします。

本日はこれにて散会をいたします。

散 会 午後4時06分